

法科大学院認証評価

自己評価書

信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻

平成21年6月

信州大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	17
	第4章 成績評価及び修了認定	26
	第5章 教育内容等の改善措置	40
	第6章 入学者選抜等	43
	第7章 学生の支援体制	53
	第8章 教員組織	60
	第9章 管理運営等	79
	第10章 施設、設備及び図書館等	99

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
信州大学大学院法曹法務研究科・法曹法務専攻
- (2) 所在地 松本市旭3-1-1
- (3) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）
学生数 84名
教員数 18名（うち実務家教員8名）

設けている。

このように本法科大学院は、段階的な学修を可能にするカリキュラムを採用し、効果的な学修支援にも努めている。また、地域密着型の弁護士などを養成する法曹像として掲げるが、長野県弁護士会の協力を得て、「ロークリニック」などを通じた実務教育の充実にも配慮している。

2 特徴

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に窮理せよ」、そして「つねに良き隣人たれ」を掲げる。そして、要請する基本的な法曹像を設定した上で、それに適した教育課程を編成している。すなわち、第1に、地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者として活動する法曹、第2に、経済活動を理解し、企業経営及びその健全化に対応できる法曹、第3に、地域固有の問題について、理解・分析する能力を有し、政策立案能力を備えた法曹という3つの法曹像を設定し、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目において本法科大学院の理想とする法曹の養成に資する授業科目を用意している。

教育課程の特徴としては、①基礎から段階的、反復的、科目横断的な教育を行うこと、②少人数教育を含め、1年次に民法の基礎教育を徹底すること、③実務基礎科目を20単位開設し、その中には2クラス制を採用することによって少人数教育の充実を図っていること、が挙げられる。そして、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

また、授業時間外における学習の充実を図るために、各教員が研究室で個別に対応するオフィスアワーを設定するほか、教員が教室において学生からの勉学上の相談や学習方法の質問等に積極的に答えるクラスアワーを

Ⅱ 目的

1 教育の理念、目的と養成しようとする法曹像

信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、「つねに良き隣人たれ」の3つを、教育の目的として、①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成、②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成、③経済・経営に強い法曹の養成、④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成を掲げる。そして、これらは法曹自らの手による自らの後継者養成を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同によって実践されるものである。

このような教育の理念と目的を具体化するために、養成する具体的な法曹像として、①良き市民として地域社会とともにあり、強い倫理感と法令遵守の精神を有し、市民生活の法的助言者として活動する法曹、②経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる法曹、③地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹の3類型を想定し、それぞれに適した履修プログラムを設定し、教育を行う体制を構築している。

2 教育課程の基本方針と構成及び特色

信州大学法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育が段階的かつ完結的に行われるように、以下の2つの視点から、理論と実務を架橋する教育を実践している。

第1に、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的發展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。民法の基礎知識を確実に習得させ、実務基礎科目における要件事実教育を円滑に行うために、民法科目は民法1から民法7に細分化した上で、民法1から民法7のすべてを1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を習得できるように配慮している。また、「民法入門演習」(1年次配当)については2クラス制とし、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を実施している。これは、法概念の意味、条文の解釈方法、法学的文章の書き方、論理的な思考能力を養成するために、事前にプロブレム・メソッドに対応した課題を提示し、その課題に対する解答としてのレポートを提出させ、このレポートの内容を演習時に議論し、再度レポートを作成する。このレポートを担当教員が添削し、個別指導を行うというものである。

実務基礎科目は、2年次以降に、民法などの法律基本科目を学習した上で履修できるように配慮して開講している。実務基礎科目においては、現代社会における法律家の使命と責任を自覚させる法曹倫理教育によって、法曹としての責任感及び倫理観の涵養に努めるとともに、契約締結交渉・契約締結・契約の履行の各段階で発生しうる紛争や成年後見・離婚・相続・親子関係などの家事事件紛争における事案の分析力、さらには民事・会社関係などの法律文書作成能力の養成に努めている。

第2に、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員の役割分担を整理し、①研究者教員が法理論を中心に行う授業、②実務家教員が実務を中心に行う授業、③研究者教員と実務家教員が共同して行う授業、④実務経験を有する教員が実務を背景に理論教育を行う授業の類型を設けている。

法律基本科目は主として研究者教員が、実務基礎科目は実務家教員が担当するが、法律基本科目のうち、「民商法総合演習」などの3科目は研究者教員と実務家教員が合同で担当し、理論と実務を架橋する教育を実践している。さらに、法律基本科目及び展開・先端科目では、実務経験を有する教員が実務の経験を踏まえた理論教育を行っている。

また、成績評価においては、評価基準の事前開示を徹底し、適正かつ厳格な成績評価を行い、併せてGPA (Grade Point Average) に準じた方式の採用により厳格な修了認定を行うこととしている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

信州大学法科大学院では、第1に、法理論教育と実務教育の架橋を実現させるため、教育課程全般を通じて、両者の段階的・継続的・有機的な連携を図ることを基本方針とする。教育課程の具体的な内容については、第2章で詳述するので、ここでは、法科大学院教育の体系的実施のために必要な理念・基本の方針を中心に述べる。すなわち、①研究者教員及び実務家教員が、それぞれ、自らの役割を明確に認識し、相互に協働・連携して教育にあたることを基本としつつも、実務家の視点を重視し、実務を強く意識した教育課程とする。②研究者教員は、各法分野における基礎知識及び法概念を系統的に理解させ、法的な思考能力、分析能力、批判ないし議論の能力、創造力を修得させるための教育を担当する。裁判を含む現実の法動向との適切な距離を保ちつつ、実定法制度の基本にある原理を的確に教授し、深い洞察力を身につけさせる。③実務家教員は、これまでの実務経験を通じて得た知見を活用し、法実現過程のダイナミズムに対する学生の興味と関心を高めるよう教授する3つを挙げることができる。③については、さらに、弁護士・裁判官・検察官から成る法曹実務家教員は、現代社会における法律家の使命と責任を自覚し、職業倫理を身に付ける教育や、裁判過程における実務的問題の発見・解決能力の修得を目的とする教育を主として担当する。紛争が法的紛争として認識・認知され、裁判的解決に至るプロセス及びそこにおける実務的問題を的確に教授すること。企業法務経験者等から成る法律実務家出身教員は、立法論的視点や、法の運用過程における知見に重点を置き、立法過程や、行政機関・企業における運用過程で生じる実際的な問題を指摘し、そうした問題への対処方法等を教授すること、としている。

第2に、信州大学法科大学院では、理論と実務の有機的な連携を実現できるよう以下の点に留意した。①法科大学院での教育は、司法研修所での実務教育につなげる、架橋としての役割を担うものである。従来の法学教育においては、理論と実務の教育が乖離していたことを真摯に反省し、法科大学院の教育では、理論と実務の架橋を問題意識として、全ての教員が共有するところから、出発しなければならない。②法科大学院での理論教育とは、司法研修所で行われている実務的な教育あるいは実務的な訓練の前提と

なる、実務を視野に入れた理論教育を意味する。③法科大学院は、専門職業人である実務法曹を養成する教育機関である。法科大学院では、実務で生じる問題の合理的解決を十分意識した法理論教育と、法曹実務者として実際の現場で事件処理できる実務能力の涵養を意識した実務教育とが、有機的に連携して実施されなければならない。④実務家教員にあっては、つねに、実務がどのような理論的裏付けをもって運用されるべきかを考察し、研究しなければならない。

第3に、理論と実務を架橋する教育の具体的な実践方法として次の3つの視点から、教育課程を編成した。①カリキュラム構成における理論と実務の架橋の具体化として、1)カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるよう、各授業科目の学年配当、学期配当を行った。②各授業科目における理論と実務の架橋の具体化として、1)各授業科目の講義において、要件事実教育と事実認定の基礎的な教育を行う。2)どのような立証があれば、事実として認定されるかという問題を常に意識した教育を行う。3)紛争解決のための法的論理構成力をどう養うかを、意識した教育を行う。③教育体制における研究者教員と実務家教員との役割分担として、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員との役割分担を整理し、次の5つの類型を設ける。1)もっぱら研究者教員が法理論を中心に行う講義、2)実務経験を有する研究者教員が、実務を背景に理論教育を行う講義、3)研究者教員と実務家教員がオムニバス方式で分担する講義、4)研究者教員と実務家教員が同一時間に共同連携して行う講義、5)もっぱら実務家教員が実務を中心に行う講義である。

第4に、教育課程の特色として、①基礎から段階的、反復的、科目横断的な教育、②少人数教育の実施、③民法の基礎教育の徹底、④実務基礎科目の充実があげられる。

第5に、上記のような理念・基本方針の下に、法律基本科目の学修による理論教育から実務基礎科目による実務教育へ、さらに展開・先端科目による理論的発展へという体系的な教育カリキュラムを設けるとともに(基準2-1-1に係る状況参照)、成績評価においては、評価基準の事前開示を徹底し、適正かつ厳格な成績評価を行い、さらにGPA(Grade Point Average)に準じたポイント制を採用することにより厳格な修了認定を行うこととしている。《添付資料1：パンフレット、添付資料2：学生募集案内、添付資料3：ホームページ、添付資料4：2009年度シラバス、別紙2(別紙様式1)開講授業科目一覧》

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念，目的が明確に示されており，その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され，成果を上げていること。

（基準 1-1-2 に係る状況）

信州大学法科大学院は，教育の理念として，「法の支配に奉仕せよ」，「知的に究理せよ」，そして，「つねに良き隣人たれ」を，教育の目的として，次の4つを掲げる。すなわち，①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成，②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成，③経済・経営に強い法曹の養成，④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成である。そして，これらは法曹自らの手による自らの後継者養成を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同によって実践されるものである。

このような教育の理念と目的を具体化するために，養成する具体的な法曹像として以下の3類型を想定し，それぞれに適した履修プログラムを設定し，教育を行う体制を構築している。具体的な法曹像は，①良き市民として地域社会とともにあり，強い倫理感と法令遵守の精神を有し，市民生活の法的助言者として活動する法曹，②経済活動を理解し，企業における技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる法曹，③地域固有の問題について，正確な分析能力，適切な法的処理能力，事前予防のための政策立案能力を備えた法曹である。

さらに，裁判官，検察官を志す学生の要望に応えうる科目群を用意している。

信州大学法科大学院は，教育課程等の改善を行いつつ，このような法曹像の養成に努めている。また，学生の学業成績及び在籍状況から見ても適正な成績評価の下に上記の法曹像に適った教育が実施されている。

平成20年3月に第1期の学生が，平成21年3月に第2期の学生が修了した。本法科大学院における学生のほとんど全ては法曹（裁判官，検察官，弁護士）を志望している者であることから，上記の目的に沿った成果が見られるといえる。【解釈指針 1-1-2-1】《添付資料 1：パンフレット，添付資料 2：学生募集案内，添付資料 3：ホームページ，添付資料 5：学生便覧，添付資料 6：評価別一覧表，別紙 2（別紙様式 2）学生数の状況》《資料：修了者の進路及び活動状況》

資料：修了者の進路及び活動状況

<http://www.shinshu-u.ac.jp/graduate/results.html#law>

法曹法務研究科

下段は女子学生を内数で示しています。

	H19年度	H20年度
区分		
修了者数	29 (7)	28 (8)
司法試験出願者数	27 (7)	27 (8)

2 優れた点及び改善を要する点等

基準1-1-1を分析した結果、入学定員が40名であり、また一部授業科目においては2クラス制を採用することによって、双方向的、多方向的な討論が可能となり一定の成果を挙げていると評価できる。

成績評価においてはGPA (Grade Point Average) に準じたポイント制を採用することにより厳格な修了認定を行うこととしている(第4章成績評価及び修了認定の基準4-2-1に係る状況(本書34頁)参照)。

《添付資料4：2009年度シラバス(「民法入門演習」31頁、「民事裁判実務の基礎」65頁、「民事裁判実務」67頁、「刑事裁判実務の基礎」69頁)、添付資料3：ホームページ、添付資料5：学生便覧》

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育が段階的かつ完結的に行われるように、以下の2つの視点から、理論と実務を架橋する教育を実践している。《添付資料1：パンフレット、添付資料3：ホームページ、添付資料5：学生便覧、添付資料4：2009年度シラバス、別紙2（別紙様式1）開講授業科目一覧》

第1に、カリキュラム構成の全体を通して、理論と実務の比重を考慮し、法律基本科目の理論教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的発展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。

1年次は、法律基本科目について理論的な教育を行う。とくに民法の基礎教育を徹底している。民法の基礎知識を確実に習得させ、実務基礎科目における要件事実教育を円滑に行うために、民法科目は民法1から民法7に細分化した上で、民法1から民法7のすべて（14単位）を1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を習得できるように配慮している。

実務基礎科目は、2年次以降に、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法を学習した上で履修できるように配慮して開講している（例えば、「民事裁判実務の基礎」は、「民事訴訟法1」、「民事訴訟法2」を受講した後に履修することとし、「刑事裁判実務の基礎」は、「刑事訴訟法1」、「刑事訴訟法2」を受講した後に履修することとしている）。実務基礎科目を20単位開講し、12単位の修得を修了要件としている。実務基礎科目においては、現代社会における法律家の使命と責任を自覚させる法曹倫理教育によって、法曹としての責任感及び倫理観の涵養に努めるとともに、契約締結交渉・契約締結・契約の履行の各段階で発生しうる紛争や成年後見・離婚・相続・親子関係などの家事事件紛争における事案の分析力、さらには民事・会社関係・刑事事件等の法律文書作成能力の養成に努めている。

第2に、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員の役割分担を整理し、①研究者教員が法理論を中心に行う授業、②実務家教員が実務を中心に行う授業、③研究者教員と実務家教員が共同して行う授業、④実務経験を有する教員が実務を背景に理論教育を行う授業の類型を設けている。

法律基本科目は主として研究者教員が、実務基礎科目は実務家教員が担当するが、法律基本科目のうち、「民商法総合演習1」、「民商法総合演習2」、「民事訴訟法総合演習」、「刑事法総合演習」、「刑事訴訟法演習」は研究者教員と実務家教員が合同で担当し、理論と実務を架橋する教育を実践している。さらに、法律基本科目及び展開・先端科目で

は、実務経験を有する教員が実務の経験を踏まえた理論教育を行っている。例えば、金融法や知的財産法では官庁において当該分野の政策立案・法案作成に関与した経験を有する教員がその経験を踏まえて理論的教育を行っている。また、「法律学展開演習6（ビジネスプランニング）」は、企業法務経験者でニューヨーク州弁護士資格を有する教員が企業の合併・買収等の法的諸問題について検討することを内容としている。

なお、本法科大学院は、教育目的の一つとして、経済・経営に強い法曹の養成を掲げ、経済・経営に強い（企業経営、政策立案、法の経済分析等の能力を備えた）法曹の養成プログラムを教育課程の特色の一つとしている。そのため、1年次に「法と経済」及び「企業会計」を配置している。平成17年度から19年度に開講した「法と経済1」及び「企業会計1」については、相当数の学生がこれらの授業科目を履修した。

以上のような本法科大学院の教育課程は、学部での法学教育との関係において次のように位置づけられる。信州大学には、法学部は設置されていない。法学教育は、経済学部の経済システム法学科で行われている。経済システム法学科は、平成7年に「法と政策に強い人材の育成」と「地域諸課題の発見・解決」をキーコンセプトに設置され、体系的な実定法教育を基礎とし、経済、経営、政治、行政等の社会科学諸分野と連携して、制度構想や政策設計を視野に入れた教育を行ってきたが、法科大学院の設置に伴い、新経済システム法学科における法学教育は基礎的な法学知識の修得を目的とするものに変更されている。経済学科との一体的なカリキュラム運用を図り、従来以上に社会科学諸分野との連携を重視した教育体制の下に、「地域諸課題の発見・解決」能力を有する人材を養成する。従来の学科では法律学の体系的知識をベースに政治学、行政学、経済学・経営学等をニーズに合わせて履修する体制であったが、新経済システム法学科では行政学、政治学、経済学等の領域にある政策系科目の履修を中心とし、基礎的法律知識（リーガルマインド）をあわせ履修する体制となっている。したがって、学部段階では行政学、政治学、経済学等の領域にある政策系科目の履修を中心とし、隣接社会科学の各分野を広く教育し、あわせて基礎的法律知識（リーガルマインド）の教育を行うことになり、法曹養成に特化した専門職大学院である大学院と学部での法学教育は、目的及び内容の点で異なっている。なお、本法科大学院は3年制コースのみであり、法学既修者の認定も実施していない。【解釈指針2-1-1-1】

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目, その他の実定法に関する多様な分野の科目であって, 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

授業科目として合計81科目 (162単位) を開設している。また科目群として, (1) 法律基本科目, (2) 実務基礎科目, (3) 基礎法学・隣接科目, 及び (4) 展開・先端科目の4科目群を設定し, 前記授業科目は, これら4科目群のいずれかに分類している。

≪添付資料4: 2009年度シラバス, 別紙2 (別紙様式1) 開講授業科目一覧≫

- (1) 法律基本科目として, 31科目 (62単位) を開設している。これらの科目を, さらに, 「公法系」科目, 「民商系」科目, 「刑事系」科目に分類している。「公法系」科目は, 憲法科目として「統治の基本構造」「基本的人権の基礎」及び「公法総合3 (基本的人権)」の3科目 (6単位), 行政法科目として「行政法概説」「公法総合1 (法と行政活動)」及び「行政救済総合」の3科目 (6単位), さらに憲法・行政法の総合科目として, 「公法総合2 (司法審査論)」の1科目 (2単位) の合計7科目 (14単位) を開設している。「民商系」科目は, 民法科目として「民法1 (総則・物権1)」「民法2 (総則・物権2)」「民法3 (債権総論・契約1)」「民法4 (債権総論・契約2)」「民法5 (事務管理・不当利得・不法行為)」「民法6 (担保物権・人的担保)」「民法7 (親族・相続)」及び「民法入門演習」の8科目 (16単位) を, 商法科目として「商法1 (会社法1・設立株式等)」「商法2 (会社法2・機関合併等)」「商法3 (手形・商法総則)」及び「商法4 (商取引法)」の4科目 (8単位) を, 民法・商法の総合科目として「民商法総合演習1」「民商法総合演習2」の2科目 (4単位) を, また民事訴訟法科目として「民事訴訟法1 (判決手続)」「民事訴訟法2 (上訴以降)」及び「民事訴訟法総合演習」の3科目 (6単位) を開設している (合計18科目36単位)。「刑事系」科目は, 刑法科目として「刑法1 (刑法総論・各論1)」「刑法2 (刑法総論・各論2)」及び「刑法演習」の3科目 (6単位) を, 刑事訴訟法科目として「刑事訴訟法1」「刑事訴訟法2」及び「刑事訴訟法演習」の3科目 (6単位) を, また刑法・刑事訴訟法の総合科目として「刑事法総合演習」の1科目 (2単位) を開設している (合計7科目14単位)。いずれも, 将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基礎的な教育を行うことを意図している。【解釈指針2-1-2-1】

- (2) 実務基礎科目として, 10科目 (20単位) を開設している。これは, 「一般系」科

目、「民裁系」科目、及び「刑裁系」科目に分類される。「一般系」科目として、「法曹倫理」及び「ロークリニック」の2科目（4単位）を開設している。「民裁系」科目として、「契約の実務」「家事事務の実務」「企業法の実務」「民事裁判実務の基礎」「民事裁判実務」及び「民事執行・保全の実務」の6科目（12単位）を開設している。「刑裁系」科目として、「刑事裁判実務の基礎」及び「刑事裁判実務」の2科目（4単位）を開設している。以上の実務基礎科目はすべて実務家教員（弁護士教員（裁判官の経験を有する弁護士を含む）、派遣裁判官教員、派遣検察官教員、企業法務経験者でニューヨーク州弁護士資格を有する教員）が担当しており、法律系科目と連携しつつ法律実務に携わることへの導入を図るのにふさわしい教育内容としている。【解釈指針2-1-2-2】

- (3) 基礎法学・隣接科目として、基礎法学科目として外国法や法史学に関する科目（例えば「英米法」「法の創造と時代思潮」）の他、経済・経営に強い法曹を養成するために、「企業会計」及び「法と経済」を開設している。さらに、「行政学」「法医学」という法に対する理解を深めるための法学隣接分野の科目を開設している。

【解釈指針2-1-2-3】【解釈指針2-1-2-5】

- (4) 展開・先端科目として、経営・経済に強い法曹を養成するための応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させる科目として、たとえば、「租税法」「経済法」「経済刑法」「知的財産法1」「知的財産法2」「国際取引法」「金融法」「金融商品取引法」「民事執行法・民事保全法」及び「倒産処理法（破産・民事再生・会社更正）」などを開設している。またこれらの領域において法理論と実務との融合を図るために、たとえば「法律学展開演習6（ビジネスプランニング）」や「倒産処理の実務」を開設している。また、地域に貢献する法曹を養成するという視点から、たとえば「地方自治法」「社会保障法」「消費者法」及び「医療紛争法」などを開設している。また地域法曹として必要とされる法理論と実務との融合を図るために「法律学展開演習8（子どもと法）」や「現代法特別講義2（刑事司法の現代的課題）」などを開設している。【解釈指針2-1-2-4】【解釈指針2-1-2-5】

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

法律基本科目の必修単位数は、(1) 公法系科目12単位、(2) 民事系科目32単位、(3) 刑事系科目12単位である。(1) 公法系科目の必修単位数は標準単位数10単位を上回っているが、これは公法系科目のうち、とくに行政法科目の重要性や教育効果に鑑みて、「行政法概説」「公法総合1 (法と行政活動)」「公法総合2 (司法審査論)」「公法総合3 (基本的人権)」の8単位を開設しているためである。【解釈指針 2-1-3-1】《添付資料 4 : 2009年度シラバス 5・7・9・11頁, 別紙 2 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧》

実務基礎科目の必修単位数は、「法曹倫理」「民事裁判実務の基礎」「民事裁判実務」及び「刑事裁判実務の基礎」の合計 8 単位である。【解釈指針 2-1-3-2 (1)】その内訳は以下のとおりである。「法曹倫理」(2 単位)は、法律家としての使命、責任、職業倫理を涵養することを目的としたものであり、その教育内容の重要性に鑑みて、独立の科目として設定している。また、他の授業科目の授業全てにおいてもこのことに留意した教育が行われている。【解釈指針 2-1-3-2 (2)】《添付資料 4 : 2009年度シラバス「法曹倫理」53頁, 添付資料 7 : FD研修会報告書(抜粋)》また、民事訴訟実務において要件事実論や事実認定論に関する基礎的理解を修得させる「民事裁判実務の基礎」(2 単位)、及びそれに引き続く内容を対象にすると同時に民事訴訟実務のより実践的な理解を修得させる「民事裁判実務」(2 単位)の 2 科目を開設している。さらに、刑事訴訟実務における事実認定論や基本的な訴訟手続に関する理解を修得させる「刑事裁判実務の基礎」(2 単位)を開設している。後二者の科目では、裁判実務の基礎を修得させる教育内容の一環として、模擬裁判も行うことにしている。【解釈指針 2-1-3-2 (4)】また、「ロークリニック」を開講している。これは、全15回講義中、当初 5 回分をいわゆるローヤリングにあて、それを踏まえて第 6 回以降の講義として、クリニックならびにエクスターンシップとして県内各所の法律事務所において、弁護士の指導監督の下に事件や法律相談の実際に立ち会いつつ、具体的事例に則して法律相談の実践的技法等を学ばせる科目である。【解釈指針 2-1-3-2 (4)】さらに、訴状、答弁書及び判決書の起案、冒頭陳述要旨、主尋問、反対尋問の事項書の起案等法文書作成を内容とする「民事裁判実務」「民事裁判実務の基礎」「刑事裁判実務の基礎」を必修科目として開設している。加えて、選択必修科目(4 単位を選択必修)ではあるが、経営・経済に強い法曹を養成するために、各関連する専門的訴訟領域の実務に関する科目として「契約の実務」「企業法の実務」及び「民事執行保全の実務」を、またいわゆる地域法曹の養成に関わる専門的訴訟領域の実務に関する科目として「家事事件の実務」を開設しているほか、刑事に関するより実践的な実務関連科目として「刑事裁判実務」を開設している。これらの科目のうち、「企業法の実務」「家事事件の実務」「刑事裁判実務」においても法的文書の基本的技能を習得させる教育内容を含んでいる。【解釈指針 2-1-3-2 (3)】《添

付資料5：学生便覧，添付資料4：2009年度シラバス 59・61・65・67・69・71頁》

加えて，新入生全員を対象として，年度当初において「法情報調査」を開講している（平成21年度は4月6日に実施）。「法情報調査」は，法令，判例及び学説等の検索並びに判例の意義及び読み方の学習等，法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させることを内容とするものである（単位の認定は行わない）。この講座は，各授業科目において学生が法情報の調査の技法を実践するための基礎知識を提供しようとするものである。【解釈指針2-1-3-2（3）】《添付資料8：平成21年度入学予定者の皆様へ，添付資料9：「法情報調査」配付資料》

基礎法学・隣接科目として，外国法，法史学などの基礎法学科目の他，経営・経済に強い法曹養成や，法曹として幅広い教養を修得することを目的とした科目を12単位開設し，うち選択必修科目として4単位取得することを修了要件としている。【解釈指針2-1-3-3】

展開・先端科目としては，基準2-1-2に係る状況の項に例示した科目を含めて合計68単位を開設しているが，重要度が高いと思われる科目54単位を選択必修科目として位置づけ，そこから12単位取得することを修了要件として，経営・経済に強い法曹養成や地域に貢献する法曹の養成に資するような科目分類としている。【解釈指針2-1-3-4】

必修科目の学年配当については，民法科目は，他の多くの法律科目の基本となることから，そのすべてを1年次に履修することとし，他に憲法科目と刑法科目，さらに民事訴訟法科目の一部と商法科目の一部を1年次に履修することとしている（1年次の必修科目は32単位）。それ以外の法律基本科目の必修科目と実務基礎科目の必修科目は2年次に22単位，3年次に8単位を配当しており，無理のない段階履修に資するような科目配当としている。《添付資料5：学生便覧，添付資料4：2009年度シラバス，別紙2（別紙様式1）開講授業科目一覧》

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

開設科目はすべて2単位としており、講義及び演習について、教室における90分の授業を15回行うこととしている。

授業を行う期間として、1年を前・後期に分割し、1学期を原則として16週としている。各授業は、原則として15週間で行うものと、8週間(第1週から第7週は1週あたり2回の講義を開講し、第8週は1週あたり1回の講義を開講する)で行うものがある(いずれも定期試験期間を除く)。後者の形態の講義は、たとえば「民法1(民法総則・物権1)」「民法2(民法総則・物権2)」や「刑法1(刑法総論・各論1)」「刑法2(刑法総論・各論2)」のように、教育内容に鑑みて、同時的な並行履修よりも段階履修とした方がより教育効果が高まると考えられる科目について実施している。なお、休日等で15週又は8週に満たない科目及び休講については、時間割(2009)に指定の他の日時に講義を行うことで補っている。《添付資料5：学生便覧、添付資料4：2009年度シラバス、別紙2(別紙様式1)開講授業科目一覧、添付資料10：休講状況(2008, 2009年度)、添付資料11：時間割(2009)》《資料：信州大学大学院法曹法務研究科規程(抜粋)等》

資料：信州大学大学院法曹法務研究科規程(抜粋)等

信州大学大学院法曹法務研究科規程(抜粋)

(平成17年3月17日信州大学規程第132号)

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実習については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。

信州大学大学院学則(抜粋)

(平成16年4月7日信州大学学則第2号)

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 四 開学記念日 6月1日

- 五 春季休業
- 六 夏季休業
- 七 冬季休業

2 前項第5号から第7号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

.....

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

基準2-1-1を分析した結果、本法科大学院の教育内容の優れた点は、養成する基本的な法曹像を設定した上で、それに適した教育課程を編成している点である。すなわち、第1に、地域社会とともにあり、強い倫理観と法令遵守の精神を有し、市民生活の法的助言者として活動する法曹、第2に、経済活動を理解し、企業経営及びその健全化に対応できる法曹、第3に、地域固有の問題について、正確に理解し分析する能力を有し、政策立案能力を備えた法曹という3つの法曹像を設定し、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目において本法科大学院の理想とする法曹の養成に資する授業科目を用意している点である。

しかし他方で、経済・経営に強い法曹の養成という側面をやや強調しすぎている点が改善を要すると考えられる。すなわち、基礎科目・隣接科目においては、「企業会計」「法と経済」等、経済・経営に強い（企業経営、政策立案、法の経済分析等の能力を備えた）法曹の養成を目指した科目を配置し、しかも「法と経済」及び「企業会計」は1年次に配当している。平成17年度に開講した「法と経済1」及び「企業会計1」については、大部分の学生がこの授業科目を履修した。しかし、その結果、修了に必要な習得単位数との関係で2年次以降に配当されている他の科目を履修する学生数が必然的に減少した。地域の問題についての政策立案能力を備えた法曹の養成に必要な「行政学」、地域に根ざし、高い倫理観を有して地域の人々に奉仕する法曹の養成に必要な「犯罪捜査学」、「法医学」、さらには法律家としての思考の幅を広げる「英米法」や「法の創造と時代思潮」なども、本法科大学院が理想とする法曹像の養成に資する科目である。「行政学」「法の創造と時代思潮」は全学年次に配当することとしたが、他の授業科目の学年配当については、今後さらに検討を加える必要がある。

《添付資料4：2009年度シラバス》

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

平成21年度における法科大学院の入学定員は40人、収容定員は120人となっている。このうち在籍者数は、平成21年5月1日現在で、1年次生18人（原級留置者1人を含む）、2年次生38人、3年次生28人（原級留置者1人を含む）となっている。《資料：在籍生の構成》

資料：在籍生の構成

http://www.law.shinshu-u.ac.jp/faculty_2.html

The screenshot shows the website for the Shinshu University School of Law. The main header includes the university name and the faculty name. Below the header is a navigation menu with links for 'Research Director', 'Concepts & Evaluation', 'Admission', 'Lectures & Curriculum', 'Organization', 'Academic Support & Learning Environment', 'Request for Materials', 'Interview', and 'Access'. The main content area is titled 'Composition of Enrolled Students & Status of Graduates'. It features a table showing the composition of enrolled students as of April 1, 2009.

在籍学生の構成			
	男子	女子	合計
1年次生	18名	0名	18名
2年次生	30名	8名	38名
3年次生	21名	7名	28名
合計	69名	15名	84名

(平成21年4月1日現在)

修了者の状況

本研究科修了者の状況につきましては[こちら](#)をご覧ください。

Copyright (c) 2005 Shinshu University School of Law. All Rights Reserved.

各学年に配当された必修科目（法律基本科目及び実務基礎科目）について同時に授業を行う学生数は、各年次生の休学者を除いた学生数（1年次生17人（原級留置かつ休学者1人を除く）、2年次生38人、3年次生27人（原級留置かつ休学者1人を除く））に、前年度に「不可」の成績評価を受けたため再履修している学生数を合わせた数であり、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行う観点から適切な規模に維持されている。

さらに、必修科目のうち、1年次生を対象とした法律基本科目である「民法入門演習」は、必修科目であり、民法の基本をより確実に教育する科目の内容を鑑みて、A・Bの2クラスに分けた上でそれぞれ授業を行っている。なお、成績評価については、同一の教員が統一的に行っている。（平成17年度はAクラス15人、Bクラス17人。平成18年度はAクラス15人、Bクラス15人。平成19年度はAクラス16人、Bクラス15人。平成20年度はAクラス19人、Bクラス18人。平成21年度はAクラス10人、Bクラス8人）。《添付資料4：2009年度シラバス、添付資料11：時間割（2009）、添付資料12：クラス名簿》また、2年次を対象とした必修科目である「民事裁判実務の基礎」「刑事裁判実務の基礎」は、実務基礎科目としての重要性に鑑みて、それぞれ2クラスに分けた上で、それぞれ授業を行っている。成績評価については、担当教員が協議の上、公正な評価を統一的に行っている。（平成18年度は両科目ともにAクラス14人、Bクラス16人。平成19年度は民事裁判実務の基礎はAクラス14人、Bクラス15人、刑事裁判実務の基礎はAクラス15人、Bクラス15人。平成20年度は民事裁判実務の基礎はAクラス14人、Bクラス13人、刑事裁判実務の基礎はAクラス14人、Bクラス12人。平成21年度は民事裁判実務の基礎はAクラス20人、Bクラス18人、刑事裁判実務の基礎はAクラス20人、Bクラス18人（予定）。《添付資料13：講義・演習担当者研修会報告書》

上記以外の科目は、選択必修又は自由選択であり、授業科目により履修者数は異なるが、いずれも少人数を対象としている。

以上のように、一方では密度の高い教育を行うために、教育内容に応じて適宜クラス分けを行い、学生による発表の機会や、レポートの詳細な報告をする機会を確保し、質問に対して十分な対応をとる時間を確保するなどの双方向的な教育を行い、また再履修学生数との関係で、特定の授業科目において適正な規模を欠くに至った場合には履修経験の有無によるクラス分けを行うことで、学生間相互の、いわゆる多方向的な教育を行うことができるような措置を講じている。また、その他の科目についても、履修推奨年次を明示することにより、適正な学生数による授業規模が確保できるように努めている。

【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

なお、大学院学則には、他専攻の学生や科目等履修生等による法科大学院の授業科目の履修を認める制度があるが、法科大学院の専門性、少人数教育、双方向授業等の特殊性に鑑み、上記学生の履修受け入れは適さないと判断している。以上の方針を平成21年4月教授会で確認した。

【解釈指針3-1-1-3】《別紙2（別紙様式1）開講授業科目一覧、添付資料14：信州大学大学院学則 第34条、第12～15章、資料：第54回研究科教授会議事録（抜粋）》

資料：第54回研究科教授会議事録（抜粋）

○ 報告事項

1 学務委員会

標題について、学務チームリーダーより報告資料 No. 1 により報告があり、他専攻科目履修生について、少人数教育の維持のため、本研究科ではこれらは受け入れない旨、確認がなされた。また、「信州大学大学院学則第35条の2に基づく他の大学院における授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン」（学生便覧46ページ）に基づき認定された単位については、年間の履修登録上限に含まれる旨、確認がなされた。なお、ガイドライン⑤中「既修得単位の認定」は「単位互換の認定」の誤りであることが確認された。

また、単位互換、既修得単位認定の運用に際しては、すでに修得した単位の授業科目についてのシラバスを参照したり、申請のあった学生を面談する等の方法を用いて、学務委員会の権限において審査を行うこととする旨、確認がなされた。

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

法律基本科目の必修科目については、本法科大学院の入学定員は40人であり(ただし、平成18年度ないし平成21年度入学者選抜に関しては、募集人員を30名とした。)、かつ2学年が同時に履修することはないため、原級留置者などによる再履修者が生じた場合でも、学生数は入学定員である40人を大幅に超えることはない。

また、法律基本科目のうち、民法入門演習については、民法の基本をより確実に修得させるという教育内容に鑑みて、基準 3-1-1 に係る状況において既述したように、A・Bの2クラスにクラス分けして、20人を標準とするようにしている(平成17年度はAクラス15人、Bクラス17人。平成18年度はAクラス15人、Bクラス15人。平成19年度Aクラス16人、Bクラス15人。平成20年度はAクラス19人、Bクラス18人。平成21年度はAクラス10人、Bクラス8人)。一方では、この程度の学生数規模とすることで、教員との間の双方向授業を、他方では、同程度の履修経験のある学生によりクラス編成をすることで受講生間における多方向授業を、より高い密度で行いうるようにしている。【解釈指針 3-1-2-1】《別紙 2 (別紙様式 1) 開講授業科目一覧》《資料：在籍生の構成》

資料：在籍生の構成

http://www.law.shinshu-u.ac.jp/faculty_2.html

Shinshu University School of Law
信州大学大学院 法曹法務研究科

研究科長挨拶 | 理念・評価 | 入試・入学案内 | 講義・カリキュラム | 組織構成 | 学業支援・学習環境 | 資料請求 | 対談 | アクセス

在籍学生の構成・修了者の状況 [TOP](#) > [組織構成](#) > 在籍学生の構成・修了者の状況

在籍学生の構成

	男子	女子	合計
1年次生	18名	0名	18名
2年次生	30名	8名	38名
3年次生	21名	7名	28名
合計	69名	15名	84名

(平成21年4月1日現在)

修了者の状況

本研究科修了者の状況につきましては[こちら](#)をご覧ください。

Copyright (c) 2005 Shinshu University School of Law. All Rights Reserved.

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

- (1) 本法科大学院の教育課程は、将来の法曹として実務に共通して必要とされる法的知識を学修する法律基本科目、さらに法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な知識を習得する法律実務科目、法的知識及びこれとの関連性を有しその背景となる知識の習得を目標とする基礎法学・隣接科目、応用的先端的法領域についての知識を学修する展開・先端科目によって構成されており、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、各科目担当の教員が作成する講義レジュメならびに課題等、ふさわしい教材や具体的な事件記録を素材とする事案を使用し、各授業科目の性質に応じた授業方法をとっている。【解釈指針 3-2-1-1】【解釈指針 3-2-1-2】《添付資料 4：2009年度シラバス、添付資料 15：講義レジュメ》

1年次の法律基本科目については、プロブレム・メソッド方式、討議形式という双方向・多方向的な討論を中心とした授業を基本とし、開講時期や講義内容を勘案して、適宜講義方式を加える、ないしは討議形式との併用とすることで、基本的な理解の修得を中心とした授業方法を採用している。また2年次以降は、学生たちの基本的理解が徐々に得られていくことに鑑みて、授業形式の重点をプロブレム・メソッド方式、ケース・メソッド方式に移すものとしている。【解釈指針 3-2-1-3】《添付資料 4：2009年度シラバス》

法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目（ロークリニックを除く）において、学生に課題（レポート）の作成を求めることによって、問題発見能力、調査能力、問題解決能力を養成するとともに、法的な論点の発見及び論理の組み立て方、文章の作成方法などを指導することとしている。たとえば「民法入門演習」（1年次配当）については2クラス制とし、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を実施している。すなわち、事前にプロブレム・メソッドに対応した課題を提示して、その課題に対する解答としてのレポートを提出させ、このレポートの内容を授業日にクラス全員で議論する等、双方向的な授業を行っている。これらを通して、法概念の意味、条文の解釈方法、法律的文章の書き方、論理的な思考能力を養成している。また、実務基礎科目のうち、「民事裁判実務の基礎」「刑事裁判実務の基礎」「民事裁判実務」は、2クラス制とし、添削指導を含め少人数

教育を行うことによって、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の基礎知識を応用する能力を養成し、実務に必要な法的思考能力を身に付けさせるようにしている。【解釈指針3-2-1-3】《添付資料4：2009年度シラバス，添付資料5：学生便覧4頁，添付資料12：クラス名簿》

これによって、専門的な法知識の確実な修得を目指すと同時に、批判的な検討能力、創造的思考力、さらには事案に即した具体的な問題解決のための法的分析能力・議論能力の段階的な育成が図れるよう意図している。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

「ロークリニック」においては、関係法令の遵守や、知りえた情報に関する守秘義務を含む法曹倫理の遵守が不可欠である。そのため、まず、「法曹倫理」を他の実務基礎科目の開始に先立って、2年次前期に配当することで、法曹としての責任感、倫理観を最初に修得することとしている。つぎに、ロークリニックの第1回の講義において、「法令遵守」及び「守秘義務」を必須の講義項目として、これを学生に周知徹底することとしている。さらに、ロークリニック受講学生規則において、学生の法令遵守義務や守秘義務を規定し、違反した学生は適切な懲戒手続に付すほか、受講学生には守秘義務等についての誓約書を提出させている。加えて、エクスターンシップにおいて、派遣先の指導担当弁護士が、受講学生による関連法令の遵守や守秘義務に関する適切な指導監督を行う体制としている。

また、ロークリニックの担当責任者を2人選任することで、学生の指導監督に関して派遣先の担当弁護士との緊密な連絡をとることを可能とし、エクスターンシップにおける成績評価については、ロークリニック担当教員が責任を持ち、派遣先からのエクスターンシップの状況に関する報告を加味して、科目修了試験と併せて評価することとしている。なお、ロークリニック受講学生は、派遣先から報酬を受け取っていない。

さらに、長野県弁護士会とロークリニックに関する協定書を締結し、派遣先の弁護士事務所の選定等について、長野県弁護士会と密接な協力関係を築いている。【解釈指針3-2-1-4】《添付資料4：2009年度シラバス「ロークリニック」55頁，添付資料16：ロークリニックにおける協定書，ロークリニック学生受講規則，誓約書，受入弁護士事務所一覧》

- (2) 全授業科目について統一形式のシラバスを提示している。そこでは、各科目について、講義の目的、講義の位置づけ、履修上の注意、さらに全15回の講義内容を詳細に提示している。成績評価の基準と方法も、学生便覧及び各シラバスにおいて学生に周知している。
- (3) 授業内容を学生が十分に理解できるように、授業時間外における学習を充実させる必要があり、授業時間割の作成に当たっては学生の自主的な学習時間の確保に配慮している。学生の自主的な学習を支援するために、各教員がオフィスアワーを設定するほか、教員が教室において学生からの勉学上の相談や学習法の質問等に積極的に答えるクラスアワーを設けている（基準7-1-2に係る状況を参照）。《添付資料17：オフィスアワー実施状況，添付資料18：クラスアワー実施状況》

また、各教員は、予習・復習の内容を詳細に指示するように工夫している。例えば、シラバスにおいて、予習・復習の内容を事前に指示する場合があるほか、レジュメを事前に配布するか、又は、それをオンラインの学習支援システム（TKC）に掲載するなどの方法によって、予習・復習の内容を事前に詳細に指示するように工夫している。さらに、担当教員は、電子メールによっても質問を受け付ける

などの対応を行っているほか、オンラインの学習支援システムやデータベース（TKC）を採用して、学生が法律の勉強に必要な情報のデータベースにアクセスできるようにしている。《添付資料19：学習支援システム（TKC）画面》

各教員は、学生の理解度を把握するために、授業において、原則として課題・小テストを課すこととしており（基準4-1-1に係る状況を参照）、これにより学生の理解度をきめ細かく点検し、理解が不十分であると思われるところについては、とくに丁寧な説明を行うなど、学生の事前事後の学習を効果的に行うための措置がとられている。

学生の自主的な学習のための環境としては、法科大学院学生専用の自習室棟が建設され、学生は土日祝祭日を含めて年中24時間これを利用することができる。自習室には全学生数の仕切り付きキャレル（学習机）が設置され、集中して学習に取り組むことができる。また、すでに述べたように、オンラインの学習支援システムやデータベース（TKC）を採用しているが、自習室にはLAN端末を用意し、自習室棟において法律の勉強に必要なデータベースにアクセスすることができる。さらに自習室に使用頻度の高い図書を配架して（ローライブラリー）、授業時間外における自習を行いやすい物理的環境を整えている。

以上により、授業の効果を十分に上げられるような予習・復習をはじめとした授業時間外における学習を充実させるための措置を講じている。【解釈指針3-2-1-5】《添付資料5：学生便覧，添付資料4：2009年度シラバス，別紙2（別紙様式1）開講授業科目一覧，添付資料20：講義日程予定表》

なお、集中講義を実施しており、夏期休暇期間中に開講科目を1科目のみの設定とし、学生の予習が十分に確保される日程とするほか、当該授業科目の内容を十分に理解して試験に受けることができるように、当該試験まで1週間以上の期間をとるなど配慮している。平成21年度の集中講義の日程は、「添付資料20：講義日程予定表」のとおりである。【解釈指針3-2-1-6】《添付資料20：講義日程予定表》

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

履修登録上限は、集中講義も含めて1年次及び2年次においては各36単位とし、3年次においては40単位としている。【解釈指針 3-3-1-1】【解釈指針 3-3-1-2】
 ≪添付資料 5：学生便覧 4頁≫

原級留置となった場合の再履修科目単位数はもちろん、GPA値1.50以上との修了要件(本書34頁)の関係で可の成績をとった学生が同一科目を再履修する場合の科目単位数、及び基準 4-2-1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数のいずれも全て上記履修登録上限に含まれ、例外を認めていない。【解釈指針 3-3-1-3】 ≪添付資料 5：学生便覧 4頁≫ ≪資料：第54回研究科教授会議事録(抜粋)、資料：学生向け掲示≫

資料：第54回研究科教授会議事録(抜粋)

○ 報告事項

1 学務委員会

標題について、学務チームリーダーより報告資料 No. 1 により報告があり、

また、「信州大学大学院学則第35条の2に基づく他の大学院における授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン」(学生便覧46ページ)に基づき認定された単位については、年間の履修登録上限に含まれる旨、確認がなされた。なお、ガイドライン⑤中「既修得単位の認定」は「単位互換の認定」の誤りであることが確認された。

資料：学生向け掲示

本年度学生便覧に一部誤植がありましたので、以下の通り訂正してお詫びいたします。

学生便覧 46 ページ

「信州大学大学院学則第35条の2に基づく他の大学院における授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン」

【誤】

- ⑤ 展開・先端科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目で、かつ展開・先端科目の趣旨に適合するもの限り、既修得単位の認定を行う。

【正】

- ⑤ 展開・先端科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目で、かつ展開・先端科目の趣旨に適合するもの限り、単位互換の認定を行う。

なお、信州大学大学院学則に基づく「長期にわたる教育課程の履修」制度は、本法科大学院の教育体制が職業を有している学生を前提としていないことにより、採用していない。【解釈指針3-3-1-4】≪資料：信州大学大学院学則第38条の運用に関する申し合わせ

資料：信州大学大学院学則第38条の運用に関する申し合わせ

信州大学大学院学則第38条の運用に関する申し合わせ

第56回教授会決定

信州大学大学院学則第38条所定の「長期にわたる教育課程の履修」（学生が標準修業年限（本研究科においては3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる）につき、本研究科では、これを認めないこととする。

2 優れた点及び改善を要する点等

基準3-1-1の分析の結果、本法科大学院の教育方法の優れた点は、1学年定員40名という比較的少人数の学生を対象としているので、個々の学生に対してきめ細かな教育を行うことができることである。とくに法律基本科目で1年次配当の「民法入門演習」に加えて、法律実務科目の「民事裁判実務の基礎」「刑事裁判実務の基礎」及び「民事裁判実務」は2クラス制とし、懇切丁寧な個別指導を行っている。

また、基準3-2-1の分析の結果、本法科大学院では、ロークリニックにおいて法律事務所のみならず、検察庁でのエクスターンシップを行っており、刑事事件の実際の実務を見聞することにより民事刑事事件両面に亘る理解を深めることに役立っている。

《添付資料4：2009年度シラバス 31・65・69・67・55頁》

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価の基準として、成績評価のランク分け、各ランクの分布の在り方等、成績評価における考慮要素について、以下のような準則を定めている。《資料：学生便覧（抜粋）9頁》

資料：学生便覧（抜粋）

2. 成績評価の準則

- ① 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題、小テストの成績を50%、科目修了試験の得点を50%とし、その総合点を100点満点で換算し評価します。
- ② 60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上90点未満を優、90点以上を秀とします。
- ③ 各成績評価の割合について、以下のガイドラインを設けます。
 - a) 秀は、成績上位概ね10%までとします。
 - b) 秀と優は、合わせて成績上位概ね35%までとします。
 - c) 少なくとも成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えるものとします。
- ④ 成績評価の割合に関するガイドラインは、法律基本科目および実務基礎科目の必修科目については、これを遵守し、これ以外の科目については、その趣旨を尊重して成績評価を行うこととします。

【学生便覧（9頁）より抜粋】

例えば、成績評価に関する準則①は、科目修了試験を行わない一部の授業科目や、演習科目等においては適用されず、各教員が科目の目的に沿った成績評価を行っている。また、成績評価に関する準則③は、履修者が少数の科目においては、機械的に適用するのは適切でないため、成績評価の割合に関するガイドラインの趣旨を尊

重して成績評価を行っている（準則④）。

上記の成績評価基準は『学生便覧』及び『シラバス』において成績評価の方法として学生に周知している。すでに述べたように、成績評価に関する準則①は、演習科目等、授業科目の目的に沿って各教員が成績評価を行うことを妨げるものではないが、各教員が異なった配分を行う場合には、その旨をシラバスに明示することとしている。【解釈指針4-1-1-1】《添付資料5：学生便覧，添付資料4：2009年度シラバス，添付資料6：評価別一覧表》

- (2) 成績評価についての説明を希望する学生のために、法科大学院内部の委員会である学務委員会を窓口とした「成績評価不服申立制度」を平成18年度から設けている（平成17年度に関しては遡及実施）。これは、成績評価に関して説明を求める学生からの申立書を学務委員会で受理し、当該教員に回答を求め、その回答を学生に通知する制度である。

また、筆記試験採点の際の匿名性を確保するために、綴り穴で解答用紙を綴ることにより、学生の氏名・学籍番号等を見ないで採点できる体裁の解答用紙を採用している。

さらに、各授業科目の分布に関するデータは、各学期における成績配布と同時に1週間程度TKCに掲載することとしており、各教員はこれを閲覧することができる（なお、個人が特定される可能性を考慮して、成績分布データの開示は、5名以上履修している授業科目について行うこととしている）。【解釈指針4-1-1-2】《添付資料22：成績評価不服申立書，添付資料21：答案用紙，添付資料5：学生便覧 9頁》

- (3) 筆記試験を行った場合についての当該試験における成績評価基準については、各学期における成績配布と同時にこれをTKCに掲載することとしている（平成19年度から統一的に実施している）。

各授業科目の分布に関するデータは、各学期における成績配布と同時に1週間程度TKCに掲載することとしており、学生はこれを閲覧することができる（なお、個人が特定される可能性を考慮して、成績分布データの開示は、5名以上履修している授業科目について行うこととしている）。また、同データは教授会においても全教員に配布され関係教員間で情報の共有がなされている。【解釈指針4-1-1-3】《添付資料6：評価別一覧表》

- (4) 期末試験を行う際に、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）は限定的な範囲で、かつ厳正な成績評価の下で実施されるように、以下のようなルールを定めている。

- ①再試験は、1年次配当の法律基本科目に限ってこれを認め、その他の科目についてはこれを行わないこととする。
- ②再試験は、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者に対してのみ、これを行うものとする。ここに言う「一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者」については、当分の間、「100点満点中50点以上の者」がこれに該当する。

③再試験に合格した場合には「可」(60点)の成績評価を与えるものとする。

また、やむを得ない事情により筆記試験を受験できなかった者に対して、厳格な手続要件を定めた追試制度を設けて追試験を行うことにしている。すなわち、①やむを得ない理由により受験できなかった学生は、「追試験申請書」にその理由を記入し、病気の場合は診断書、その他の場合はその理由を証明する書類を添付し、所定の期日までに法科大学院係に提出すること、②学務委員会は、欠席理由を審査し、欠席理由が適正と判断した場合には追試験の実施を担当教員に依頼することとしている。

なお、再試験及び追試験については、実施した科目修了試験の問題とは異なる問題を出題する旨、教授会等において継続的に確認している。平成20年度については、同じ問題を出題することは無かった。【解釈指針4-1-1-4】《資料：学生便覧(抜粋)9～10頁、資料：成績評価及び修了認定について》

資料：学生便覧(抜粋)9～10頁

5. 追試験

病気、怪我、交通機関の事故、忌引き等やむを得ない事情で科目修了試験を受験できなかった学生は、追試験を受けることができます。追試験の実施の手続は、以下のとおりです。

- ① 病気、怪我、交通機関の事故、忌引き等やむを得ない理由により科目修了試験を受験できなかった学生は、「追試験申請書」にその理由を記し、病気の場合は診断書、その他の場合はその理由を証明する書類を添付し、当該試験の実施日から1週間以内に法科大学院係に提出して下さい。
- ② 学務委員会は、欠席理由を審査し、欠席理由が適正と判断した場合には、追試験の実施を担当教員に依頼します。担当教員は、法科大学院係を通して、追試験の実施日等を学生に通知します。
- ③ 追試験は、各担当教員が実施します。ただし、非常勤講師の担当する授業科目については、学務委員会が行う場合があります。

6. 再試験について

- ① 再試験は、1年次配当の法律基本科目に限って認め、その他の科目については行いません。
- ② 再試験は、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者に対してのみ行います。ここにいう「一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者」については、当分の間、「100点満点中50点以上の者」がこれに該当することとします。
- ③ 再試験に合格した場合には「可」(60点)の成績評価を与えられます。

【学生便覧(9～10頁)より抜粋】

資料：成績評価及び修了認定について

成績評価及び修了認定について

第56回教授会確認

- ・ 成績評価における考慮要素について、シラバス等で明確になっていない科目に関しては、予め学生に連絡すること。
- ・ すでに実施した科目修了試験の追試験を実施する場合は、後者は前者とは異なる問題により実施すること。
- ・ 追試験受験者の成績評価における小テスト等の考慮要素によって、特段の理由なくすでに実施した科目修了試験受験者よりも不利益を受けないようにすること。

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

(1) 本法科大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目を入学後に本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取り扱い(以下、既修得単位の認定という)は、以下のとおりとなっており、この運用については、学務委員会で厳格に審査する体制を整えている。

- ① 法律基本科目と実務基礎科目に関しては、既修得単位の認定を行わない。
- ② 基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の法科大学院又は法律学を研究する大学院で修得した授業科目で、本研究科で開講する授業科目に相応するものに限り、既修得単位の認定を行う。
- ③ 基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、他の大学院で修得した授業科目で、本研究科で開講する授業科目に相応するものに限り、既修得単位の認定を行う。
- ④ 基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、既修得単位の認定を行う。
- ⑤ 展開・先端科目に関しては、他の法科大学院又は法律学を研究する大学院で修得した授業科目で、展開・先端科目の趣旨に適合するものに限り、既修得単位の認定を行う。

以上のように、法律基本科目と実務基礎科目に関しては既修得単位の認定を行わず、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については限定された範囲でのみ既修得単位の認定を行うこととしており、法科大学院としての教育課程の一体性を損なうものではない。現時点までに既修得単位の認定の申請を受理したことはない。

(2) 次に、他の大学院(外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国で履修する場合を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認める取り扱い(以下、単位互換という)は、以下のとおりとなっており、この運用については学務委員会で厳格に審査する体制を整えている。

- ① 法律基本科目と実務基礎科目に関しては、単位互換を認めない。
- ② 基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の法科大学院又は法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。
- ③ 基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、他の大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。

- ④基礎法学・隣接科目の法律科目，会計・経済系科目以外の授業科目に関しては，基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているもの限り，単位互換を認める。
- ⑤展開・先端科目に関しては，他の法科大学院又は法律学を研究する大学院で開講する授業科目で，本研究科で開講しない授業科目で，かつ展開・先端科目の趣旨に適合するもの限り，単位互換を認める。

以上のように，法律基本科目と実務基礎科目に関しては単位互換を認めず，基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については限定された範囲でのみ単位互換を認めることとしており，法科大学院としての教育課程の一体性を損なうものではない。現時点では，本法科大学院は他の大学院との協議に基づく単位互換を実施していない。

(3) 信州大学大学院の他の研究科の授業科目の履修単位の取り扱い（以下，他の研究科の科目履修という）は，以下のとおりとなっており，この運用については学務委員会で厳格に審査する体制を整えている。

- ①法律基本科目，実務基礎科目，及び展開・先端科目に関しては，他の研究科の科目履修を認めない。
- ②基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては，他の研究科の科目履修を認めない。
- ③基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては，本研究科で開講しない授業科目に限り，他の研究科の科目履修を認める。
- ④基礎法学・隣接科目の法律科目，会計・経済系科目以外の授業科目に関しては，基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているもの限り，他の研究科の科目履修を認める。

以上のように，法律科目については科目履修を認めておらず，法科大学院としての教育課程の一体性を損なうものではない。

≪資料：「信州大学大学院学則第37条の2第1項に基づく既修得単位の認定に関する取り扱いガイドライン（平成17年10月14日教授会決定）」，

資料：「信州大学大学院学則第35条の2に基づく他の大学院における授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン（平成18年3月24日教授会決定）」，

資料：「信州大学大学院学則第34条第1項に基づく他の研究科の授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン（平成18年3月24日教授会決定）」

資料：第54回研究科教授会議事録（抜粋）≫

資料：信州大学大学院学則第37条の2第1項に基づく既修得単位の認定に関する取り扱いガイドライン

信州大学大学院学則第37条の2第1項に基づく既修得単位の認定に関する取り扱いガイドライン

平成17年10月14日教授会決定

本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目を入学後に本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取り扱い（以下，既修得単位の認定という）は，以下のとおりとする。

- ①法律基本科目と実務基礎科目に関しては，既修得単位の認定を行わない。
- ②基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては，他の法科大学院または法律学を研究する大学院で修得した授業科目で，本研究科で開講する授業科目に相応するもの限り，既修得単位の認定を行う。
- ③基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては，他の大学院で修得した授業科目で，

本研究科で開講する授業科目に相応するものに限り、既修得単位の認定を行う。

- ④基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、既修得単位の認定を行う。
- ⑤展開・先端科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で修得した授業科目で、展開・先端科目の趣旨に適合するものに限り、既修得単位の認定を行う。
- ⑥既修得単位の認定の申請は、所定の期間中に、研究科長に対し行う。
- ⑦既修得単位の認定の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、研究科教授会で、認定の可否を決定する。

資料：信州大学大学院学則第35条の2に基づく他の大学院における授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン

信州大学大学院学則第35条の2に基づく他の大学院における授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン

平成18年3月24日教授会決定

他の大学院（外国の大学院に留学する場合及び大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国で履修する場合を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認める取り扱い（以下、単位互換という）は、以下のとおりとする。

- ①法律基本科目と実務基礎科目に関しては、単位互換を認めない。
- ②基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。
- ③基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、他の大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。
- ④基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、単位互換を認める。
- ⑤展開・先端科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目で、かつ展開・先端科目の趣旨に適合するものに限り、単位互換を認める。
- ⑥単位互換の申請は、所定の期間中に、研究科長に対し行う。
- ⑦単位互換の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、教授会で、認定の可否を決定する。

資料：信州大学大学院学則第34条第1項に基づく他の研究科の授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン

信州大学大学院学則第34条第1項に基づく他の研究科の授業科目の履修に関する取り扱いガイドライン

平成18年3月24日教授会決定

信州大学大学院の他の研究科の授業科目の履修単位の取り扱い（以下、他の研究科の科目履修という）は、以下のとおりとする。

- ①法律基本科目、実務基礎科目、および展開・先端科目に関しては、他の研究科の科目履修を認めない。
- ②基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の研究科の科目履修を認めない。
- ③基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、本研究科で開講しない授業科目に限り、他の研究科の科目履修を認める。
- ④基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、他の研究科の科目履修を認める。
- ⑤他の研究科の科目履修の申請は、所定の期間中に、研究科長に対し行う。
- ⑥他の研究科の科目履修の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、教授会で、認定の可否を決定する。

資料：第54回研究科議事録（抜粋）

第54回研究科議事録（抜粋）

○ 報告事項

1 学務委員会

（中略）

また、単位互換、既修得単位認定の運用に際しては、すでに修得した単位の授業科目についてのシラバスを参照したり、申請のあった学生を面談する等の方法を用いて、学務委員会の権限において審査を行うこととする旨、確認がなされた。

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

1年次から2年次、及び2年次から3年次にそれぞれに関して、進級制度を採用している。

1年次から2年次への進級については、法律基本科目26単位（1年次配当は32単位）を取得することが進級要件である。

2年次終了時点で、2年次配当の法律基本科目と実務基礎科目の10単位以上を含めた60単位以上を修得することが進級要件である。

これらの要件については、学生便覧やガイダンスなどにおいて、また日常の講義中に折に触れて、学生に周知している。

上記の単位不足により原級留置となった者に対しては、既に修得した単位は、そのまま認め、不合格科目についてのみ再履修を認めている。ただし、本法科大学院では、GPA制に準じたポイント制（基準 4-2-1 に係る状況参照）を修了認定に必要な要件としていることから「可」の成績評価を受けた科目についても再履修を認めている。【解釈指針 4-1-3-1】《添付資料 5：学生便覧 7頁，6頁》

【解釈指針 4-1-3-2】 該当なし

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

- (1) 修了要件は、3年以上在学し、96単位以上を修得することに加えて、入学時からの履修単位について、秀の成績評価につき4点、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと（平均成績値 1.50以上）を要件としている。【解釈指針4-2-1-1】

上記のように、本研究科では、GPA制*に準じたポイント制を修了認定に必要な要件としているが、その理由は、以下のとおりである。すなわち、学生が、各学年に段階的に設置された各科目の単位を厳格な成績評価の下で取得すれば、学生は実務法曹に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得しているはずであり、修了に必要な単位数の要件を充足すれば十分であるという考え方もあり得るが、しかし、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に関連させた『プロセス』としての法曹養成制度」の中核としての法科大学院においては、受験勉強をするために法科大学院の授業科目については単位を取得するだけでよい、とくに基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のような新司法試験の試験科目以外の科目については成績が悪くても構わない、というような考え方を許すべきではなく、そのためには、すべての授業科目を対象として一定水準以上の成績評価を受けることを学生に求めるべきであると考えられる。

*GPA (Grade Point Average) 制に準じたポイント制

- ①各授業科目の成績評価をそれぞれの加重点 (Grade Point) に置き換え、加重点を各授業科目の単位数を掛けた合計を、履修総単位数の合計で割ることによって算出した平均値が平均成績値となる。
平均成績値 = ((単位×加重点) の和) / (履修単位数の和 (不可の単位数も含める。不受講は含めない。))
- ②各成績評価の加重点は、次のとおりとする。
秀：4 優：3 良：2 可：1 不可：0
- ③不受講はGPAに準じたポイント制対象科目としない。
- ④可の成績評価を受けた科目についても再履修を認める。
- ⑤授業科目を再履修した場合、累積の平均成績値の算出の際には最後の履修による成績評価及び単位数のみを算入するものとし、それ以前の成績及び単位数は算入しない。

ア. 信州大学大学院学則第35条の2第1項は「教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。」と定め、同条第2項では「前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定める。

これを受けて、信州大学大学院法曹法務研究科規程第9条第1項は、「学生が大学院学則第35条の2第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、所定の手続により、研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。」と定め、同条第2項は「前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて30単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱うことができる。」と定めている。

現在までに、同条に基づいて希望した者はいない。

イ. 信州大学大学院学則第37条の2第1項は「教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定め、同条第2項では「前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第35条の2の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。」と定める。

これを受けて、信州大学大学院法曹法務研究科規程第10条は、「第1項 大学院学則第37条の2の規定により修得したものとみなす単位については、研究科教授会の定めるところにより、これを行う。第2項 前項の規定により修得したものとみなす単位は、再入学及び転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、第8条及び第9条の規定により研究科において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。第3項 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。」と定めている。

現在までに、同条に基づいて希望した者はいない。

ウ. 該当なし

- (2) 修了の認定に必要な修得単位数のうち、法律基本科目は58単位であり、そのうち、必修科目の公法系科目が12単位、民事系科目が32単位、刑事系科目が12単位、選択必修科目が2単位である。また、法律実務基礎科目は12単位、基礎法学・隣接科目は4単位、展開先端科目22単位である。
- (3) 修了の認定に必要な修得単位数のうち、法律基本科目以外の科目の単位は38単位であり、修了要件単位数の3分の1を超えている。【解釈指針4-2-1-2】《資料：学生便覧 5頁，資料：信州大学大学院学則（抜粋）》さらに《添付資料5：学生便覧，添付資料14：信州大学大学院学則》も参照。

資料：学生便覧 5頁

Ⅲ. 修了要件**1. 修了に必要な要件**

①修了に必要な単位数は96単位です。

この修了必要単位の取得に加えて、②入学時からの履修単位について、秀の成績評価につき4点、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと（平均成績値1.50以上）〔GPA (Grade Point Average)制〕が修了要件です。

2. 必要単位数の内訳

(1) 必修科目・選択必修科目・自由選択科目

・必修科目

必修科目の必要単位数は64単位です。これを、法律基本科目から56単位、実務基礎科目から8単位取得する必要があります。

・選択必修科目

選択必修科目の必要単位数は22単位です。これを、法律基本科目から2単位、実務基礎科目から4単位、基礎法学・隣接科目から4単位、展開・先端科目から12単位取得する必要があります。

・自由選択科目

上記以外の修了に必要な単位（10単位）は、自由選択科目として取得してください。この自由選択科目には2種類あります。①本来の自由選択科目と、②展開・先端科目における選択必修科目であるが、所定の修了要件（12単位）を超過して取得したものです。

(2) 各科目群の修了要件

法律基本科目を58単位、実務基礎科目を12単位、基礎法学・隣接科目を4単位、展開・先端科目を22単位、それぞれ取得する必要があります。

修了に必要な単位		96単位			
		必修	選択必修	自由選択	計
		64	22	10	96
法律基本科目	公法系	12	56	2	—
	民商系	32			
	刑事系	12			
実務基礎科目	一般	2	8	4	—
	民裁系	4			
	刑裁系	2			
基礎法学・隣接科目		—	4	—	4
展開・先端科目		—	12	10	22

注1：展開・先端科目の自由選択科目（10単位）の履修は、展開・先端科目の自由選択科目又は展開・先端科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件（12単位）を超過して履修した科目から取得する必要があります。

注2：基礎法学・隣接科目の選択必修科目のうち、所定の修了要件（4単位）を超過して履修した科目は、展開・先端科目の自由選択科目（10単位）に算入することはできません。これは「余剰単位」となります。

注3：基礎法学・隣接科目の自由選択科目は「余剰単位」となります（05年カリキュラム）。

資料：信州大学大学院学則（抜粋）

（他の大学院等における授業科目の履修）

第35条 研究科（法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。）において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。
- 5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第35条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の取扱い）

第37条 研究科（法曹法務研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。

第37条の2 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第35条の2の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者の認定は実施していない。

【解釈指針 4-3-1-1～4-3-1-5】該当なし

2 優れた点及び改善を要する点等

基準4-1-1, 基準4-1-2に関し, 成績評価において本法科大学院の優れた点は, 評価基準の事前開示を徹底し, 評価の客観性・厳格性を確保していること, 法律基本科目等の授業科目においても, 科目修了試験のみならず, 小テストや課題, 質疑応答などの平常点を加味して成績評価を行い, プロセスとしての法曹教育の理念に従った成績評価を行っていることにある。そして, その成績分布データを速やかにオンラインの学修支援システムにて学生へ向け開示している。かつ, 当該データを教員全員が共有する体制が採られている。

◀ 添付資料5：学生便覧, 添付資料4：2009年度シラバス, 添付資料6：評価別一覧表
▶

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院はFDの企画、立案、実施を担当する組織としてFD・紀要委員会FDチーム(以下、FDチームとする)を設置し、その下に実務研修会と理論研修会を置いている。FDの有効性を確保するために、FDチームは、学務委員会、中期計画・認証評価委員会、コンプライアンス委員会と密接に連携している。【解釈指針5-1-1-2】

FDの企画、立案、実施に当たって、自己点検評価の項目及び評価の視点における教育内容、教育方法、成績評価と現実の教育効果、教員の教育能力の向上を対象とし、本法科大学院の法曹教育における教育の理念と目的を考慮した教育課程の編成の基本方針及び理論と実務の架橋のための具体的取り組み、履修指導の基本方針及び履修指導の具体的方法、教員の資質維持向上の方策を十分に斟酌している。

これらの基準に従い、各教員は年度初めにシラバスを提出している。各授業科目の5回終了後及び科目修了試験・演習終了後に授業アンケートを2回行っている。これらの授業アンケートの5段階評価の部分はTKCに掲載している。第1回目の授業アンケートの集計前後に授業参観を行い、授業参観後に授業の担当教員と授業参観教員との間で授業内容及び教育方法の検討を行う教員研修会を開催している。第1回目の授業アンケート及び科目修了試験・演習終了後の第2回目の授業アンケートの結果を参考にして、講義・演習担当者研修会報告書を作成してもらい、講義・演習関係資料の参考資料も配布して、教育内容及び教育方法に関する講義・演習担当者研修会を行っている。この場で参加教員が講義・演習の内容を報告し質疑応答を行い、教育内容及び教育方法のあり方を検討している。この研修会の後で、FDチームは授業計画・講義記録書、講義・演習関連資料、研修会報告書の内容、教員研修会の質疑応答等を斟酌して、学期ごとの講義・演習担当者の教育内容及び教育方法の総括を行い、各教員に対して研修会報告書の再提出等によって適宜個別的な改善指導を行っている。

その他に、個別テーマに限定した研修会を開催し、外部の研修会に参加している。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】

《添付資料23：平成20年度以降におけるファカルティ・ディベロップメントの実施状況、添付資料24：講義評価アンケート様式及び集計結果、添付資料25：委員会等組織図、委員会担当事項、添付資料26：信州大学大学院法曹法務研究科執行体制に関する内規》

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院はFDチームの附属の組織として、実務家教員の教育上の経験を確保するための理論研修会を平成21年1月30日に実施した。研究者教員の実務上の知見を確保するために実務研修会を平成20年12月19日に実施した。実務家教員が担当するロークリニックに研究者教員が参加することによって、研究者教員にとっての実務研修を平成20年4月25日と平成21年4月24日に行った。【解釈指針 5 - 1 - 2 - 1】《添付資料23：平成20年度以降におけるファカルティ・ディベロップメントの実施状況》

また、本法科大学院の教育内容として、理論と実務を架橋する観点から、研究者教員と実務家教員が共同して行う授業の類型を設け、実践している（基準 2 - 1 - 1 に係る状況参照）。たとえば、法律基本科目のうち、「民商法総合演習1」、「民商法総合演習2」、「民事訴訟法総合演習」、「刑事訴訟法演習」において、研究者教員と実務家教員が、授業の準備段階からそれぞれの経験や知見を交換・補完する等して、実務家教員においては教育上の経験の確保、研究者教員においては実務上の知見の確保に努めている。【解釈指針 5 - 1 - 2 - 1】《添付資料 4：2009年度シラバス 188, 33, 139, 143, 189, 51 頁》

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点は、基準5-1-1，基準5-1-2に関し，授業参観及び授業参観後の教員研修会，ならびに，講義・演習後の講義・演習担当者研修会を通じて，法科大学院の教育内容及び方法について，教員相互間での知識・ノウハウの共有化及び相互の研鑽が図られていることである。また，外部の大学等の授業参観等の研修会にも参加している。

改善を要する点は，基準5-1-2に関し，授業内容及び方法の多様性と一層の知見を探るため，外部の実務家及び研究者を研修会に招聘する余地が残されている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院では、『法の支配に奉仕せよ』、『知的に究理せよ』、『つねに良き隣人たれ』を教育の理念に据え，その下に教育の目的として，①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成，②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成，③経済・経営に強い法曹の養成，④科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成を掲げている。そして，これらは，法曹自らの手による自らの後継者養成を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同によって実践されるものである。また，こうした理念や目的を踏まえて，設置の趣旨のほかに，社会における多様な法曹へのニーズに対応し得るように，多彩なバックグラウンドを持った有用な人材を幅広く求めることを目的として，アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を策定している。アドミッション・ポリシーの具体的な内容に関しては，多彩で有為な人材に門戸を開放するという意味で「多様性」，「開放性」を確保しているほか，特定の集団等を優遇するような選抜制度は採用しておらず，「公平性」の確保という点にも配慮したものとなっている。

本法科大学院では，入学者選抜の企画・立案及び実施に当たっては，入試委員会が責任をもってこれを担当することとし，法科大学院適性試験，小論文試験，社会活動・職歴・学歴等を記載した書類，面接（面接は地域法曹卒志願者のみを対象）を総合的に評価し，上記にかかげる理念・目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシーに沿った選抜手続を実施している。【解釈指針6-1-1-1】《添付資料25：委員会等組織図，委員会担当事項》

また，本法科大学院の理念・目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシーに加え，各年度の入学者選抜の方法を含めた教育活動等に関する重要事項（基準9-3-2に係る状況に掲げる10項目）を，ホームページ（平成17年5月に開設）及び学校紹介パンフレット・学生募集案内を通じて公表しているほか，とりわけ適宜のタイミングで，入学志願者を対象とした説明会を東京，名古屋，大阪及び松本にて行い，これら情報の周知徹底を図っている。【解釈指針6-1-1-2】《添付資料1：パンフレット，添付資料2：学生募集案内，添付資料3：ホームページ（該当箇所のみ）》各項目の公表状況については，資料：各項目の公表状況の一覧を参照。

資料：各項目の公表状況の一覧

	パンフレット	学生募集案内	ホームページ
設置者			○
教育上の基本組織	○		○
所在地	○	○	○
教育の理念・目的，法曹像	○		○
教員組織	○		○
学生数の状況			○
入学者選抜	○	○	○
教育課程及び教育方法	○		○
成績評価及び課程の修了			○
学費及び奨学金等の学生支援制度	△（奨学金等学生支援制度）	△（学費のみ）	○
修了者の進路及び活動状況			○

さらに、6月以降、複数の法科大学院が参加する合同説明会や、本法科大学院が単独で開催する個別説明会を通じて、志願者をはじめとする外部に対して、入学者選抜試験、教育体制・カリキュラム等のテーマを中心に説明を行っている。とりわけ、平成21年度入学者選抜においては、東京、松本、名古屋、大阪でこれら説明会を開催し、志願者の一層の獲得に向けた努力を行った。《資料：平成21年度入試説明会の概要》

資料：平成21年度入試説明会の概要

開催日	開催場所	概要	配布資料
6月28日（土）	名古屋市・栄（明治安田生命名古屋ビル）	中日新聞社主催の合同説明会	学生募集案内 パンフレット
6月28日（土）	東京都・高田馬場（Wセミナー高田馬場校）	本法科大学院主催の個別説明会	同上
7月6日（日）	東京都・高田馬場（辰巳法律研究所東京本校）	辰巳法律研究所主催の合同説明会	同上
7月6日（日）	長野県・松本市（信州大学法科大学院）	本法科大学院主催の個別説明会	同上
7月12日（土）	東京都・高田馬場（Wセミナー高田馬場校）	Wセミナー主催の合同説明会	同上
7月13日（日）	名古屋市・中村区（辰巳法律研究所名古屋本校）	辰巳法律研究所主催の合同説明会	同上
8月6日（水）	東京都・高田馬場（Wセミナー高田馬場校）	本法科大学院主催の個別説明会	同上
8月7日（木）	大阪府・梅田（Wセミナー梅田校）	本法科大学院主催の個別説明会	同上
9月30日（火）	東京都・渋谷区 伊藤塾東京校	本法科大学院主催の個別説明会	同上

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

本法科大学院のアドミッション・ポリシーにおいては、幅広い教養、深い社会的知性、論理的な理性、豊かな人間性を有した多様なバックグラウンドを持った有為な人材に法曹への門戸を開放することを謳い、これまでの学問上の成績のみならず、社会的貢献活動や職業上の実績等も加味することとしている。また、科学技術の発展・普及に応じた法曹を養成していくために、科学的な知見を有する人材を受け入れるほか、社会的基盤の弱い地域に応じた法曹を養成していくために、地域法曹となる意欲や使命感を持つ人材を積極的に受け入れることを謳っている。

本法科大学院では、入学者選抜に当たって、一般的な法曹を目指す志願者を対象とする「一般枠」、科学分野における法曹活動を目指す志願者を対象とする「高度技術法曹枠」、長野県で地域法曹としての活動を目指す「地域法曹枠」という3つの枠を設け、上記アドミッション・ポリシーを踏まえて、法科大学院適性試験や本法科大学院が実施する小論文試験の結果（これらを総称して「試験成績評価事項」という）と、これまでの学歴や職歴、社会活動、志望動機等を記載した書類の記載内容や面接（これらを総称して「特別評価事項」という）を総合的に評価し、入学者選抜を行っている。試験成績評価事項のうち法科大学院適性試験と小論文試験の比重は、いずれの募集枠についても6対4である。

「一般枠」は、募集人員の6割程度とし、試験成績評価事項と特別評価事項の比重を2対1として、その総合評点により選抜を行う。したがって、法科大学院適性試験と小論文試験と特別評価事項の比重は6対4対5となる。

「高度技術法曹枠」と「地域法曹枠」は、それぞれ募集人員の2割を上限とし、試験成績評価事項で一定の成績に達していることを前提として、特別評価事項の資格、活動、経験等を参考にして、高度技術能力や地域貢献意欲を評価のうえで選抜している。なお、高度技術法曹枠志願者に対しては、特別評価事項の判定資料として、「科学技術・自然科学に関する資格、職業経験申告書」の提出を求め、科学的な知見の水準を判定しているほか、地域法曹枠志願者に対しては、「地域における社会活動、職業経験申告書」や「推薦書」の提出（推薦書は任意提出）を求めるほか、1人当たり20～30分程度の面接を課し、志願者の地域法曹としての意欲や使命感を判定している。《添付資料2：学生募集案内、別紙2（別紙様式2）学生数の状況》資料：募集枠別の選抜方法一覧を参照。

資料：募集枠別の選抜方法一覧

募集枠	A 事項 (試験成績評価事項)		B 事項 (特別評価事項)	判定方法	募集人員の枠別内訳
一般枠	適性試験 (成績割合 6)	小論文 (成績割合 4)	①「志望理由書，語学能力，大学等の成績，社会活動等，その他顕著な適性」に基づき，総合的に評価。	A 事項と B 事項の比重を 2 対 1 とし，その総合評点により選抜。	募集人員の 6 割程度を選抜。
高度技術法曹枠			上記①に加えて，②科学技術・自然科学に関する資格，③科学技術・自然科学に関する職業経験を総合的に評価。	A 事項で一定の成績に達していることを前提として，B 事項の資格，活動，経験等を参考とし，高度技術能力や地域貢献意欲を評価の上で選抜。	募集人員の 2 割を限度として選抜。
地域法曹枠			上記①に加えて，②地域における社会活動，③地域における職業経験，④面接試験の成績を総合的に評価。		募集人員の 2 割を限度として選抜。

「平成22年度学生募集案内」より

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜は、基準 6-1-2 に係る状況に示した形で実施しており、本法科大学院を設置している信州大学出身者について優先枠を設ける等の優遇措置は講じていない。また、過去5年間の入学者選抜の結果をみると、信州大学出身の入学者は10名で、入学者総数154名の6%程度に止まっているほか、主として法学を履修する学科（経済学部経済システム法学科）に在学又は卒業した者に限れば入学者は3名であり、入学者総数の2%程度に止まっている。【解釈指針 6-1-3-1】《添付資料 2：学生募集案内，資料：信州大学出身者入学状況，別紙 2（別紙様式 2）学生数の状況》

資料：信州大学出身者入学状況

(単位：名，括弧内は%)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	5年間 合計
入学者数	36	31	30	40	17	154
うち信州大学出身者	4 (11.1)	4 (12.9)	0 (0)	1 (2.5)	1 (5.9)	10 (6.5)
うち経済システム法学科出身者	2 (5.6)	1 (3.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1.9)

また、入学者選抜の過程において、出身大学は選抜判定の材料や評価基準には加えておらず、従って特定の大学出身者を区別して優遇したり、あるいは差別するといったことは行っていない。

なお、本法科大学院においては、入学者に対して寄附等の募集を一切行っていない。【解釈指針 6-1-3-2】

これらの点を踏まえ、本法科大学院の入学資格を有する志願者すべてに対して、本法科大学院が設定したアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会と基準が等しく確保されていると考えている。

基準 6 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

入学者選抜は、基準 6 - 1 - 2 に係る状況に示したとおり、法科大学院適性試験、本法科大学院が実施する小論文試験の成績、志願者から提出された所定の書面における記載内容を総合的かつ客観的に評価して行われている。

判定方法は、一般枠志願者に関しては、「適性試験：小論文試験：提出書類＝6：4：5」で評価を行い、その総合評点により選抜している。他方で、高度技術法曹枠と地域枠志願者に関しては、「適性試験：小論文試験＝6：4」の比重で評価したうえで、これら2つの試験の総合評点が一定の成績に達している者について、提出された書面や面接結果（地域法曹枠志願者のみ）等を参考として高度技術能力や地域貢献意欲を評価し選抜を行っている。こうした判定方法についても、学生募集案内等を通じて公表するなど、その客観性確保に努めている。《添付資料 2：学生募集案内》

適性試験は、当初、独立行政法人大学入試センターが実施する法科大学院適性試験のみを利用していたが、平成20年度入学者選抜より、適性試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）が実施する法科大学院統一適性試験についても、志願者が任意に選択のうえ提出できるように出願要件を改めた。いずれの適性試験についても、法学教育を受けるために必要な判断力、思考力、分析力等を評価するのに適切な基準となり得るものと評価している。小論文試験は本法科大学院の教員が作成しているが、その作成過程においては、入試委員会より依頼を受けた複数の教員が個々作成した複数の試験問題案を比較検討し、法学既修者等特定の志願者が有利にならないか、客観的に判断力、論理力、思考力、展開力、表現力を評価し得る内容となっているかといった観点から、最終的に当該年度に実施する試験問題を選択している。小論文試験の採点に当たっては、問題作成者のほかに問題作成に携わった複数の教員が別途採点を行うことで二重のチェックを課しているが、これにより採点過程における客観性の確保にも努めている。【解釈指針 6 - 1 - 4 - 1】

また、志願者から提出された書面についても、学部等での成績、社会活動・職歴、資格、語学能力、志望理由書の記載内容、面接結果（地域法曹枠志願者のみ）等の各ポイントに関して、複数の教員が重複的に審査を行ったうえで、討議・審議過程を経て、特段秀でている者に加点することとしている。こうした複数教員のチェックにより、書面審査においても客観的な評価を確保する体制を整えている。

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

入学者選抜に当たっては、下記の方法を講ずることにより、多様な知識や経験を有する者を入学させるよう努めている。

第1に、大学等の在学者については、提出書面に、学業成績に加えて、法曹を目指す理由や本法科大学院を志望する理由、社会活動等顕著な適性を記載する欄を設けており、これらを適切に評価できるよう考慮を行っている。【解釈指針 6-1-5-1】

第2に、社会人（本法科大学院においては、「社会人」とは、「入学時に大学等卒業後満3年を経過する者」をいう）等についても、提出書面に、学業成績に加えて、法曹を目指す理由や本法科大学院を志望する理由、社会活動等顕著な適性を記載する欄を設けており、これらを適切に評価できるよう考慮を行っている。特に高度技術法曹卒志願者については、「科学技術・自然科学に関する資格、職業経験申告書」の提出を、地域法曹卒志願者については、「地域における社会活動、職業経験申告書」や「推薦書」の提出（推薦書は任意提出）をそれぞれ求め、実務経験や社会経験、法学以外の分野における資格等を適切に評価できるよう考慮を行っている。【解釈指針 6-1-5-2】《添付資料 2：学生募集案内》

このように、社会活動や職業経験、法学以外の分野における資格等も適切に入学者選抜の評価過程に組み込むことにより、法学を履修する過程以外の過程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合は、平成17年度が52.8%、平成18年度が45.2%、平成19年度が53.3%、平成20年度が70.0%、平成21年度が52.9%で推移しており、いずれの入学年度も目標の3割以上を確保している。【解釈指針 6-1-5-3】【解釈指針 6-1-5-4】 《資料：社会人・他学部等入学状況、別紙2（別紙様式2）学生数の状況》

資料：社会人・他学部等入学状況

(単位：名，括弧内は%)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	5年間 合計
入学者総数	36	31	30	40	17	154
うち社会人出身者	14 (38.9)	8 (25.8)	12 (40.0)	14 (35.0)	4 (23.5)	52 (33.8)
うち他学部出身者	13 (36.1)	8 (25.8)	12 (40.0)	20 (50.0)	8 (47.1)	61 (39.6)
うち社会人又は他学部出身者	19 (52.8)	14 (45.2)	16 (53.3)	28 (70.0)	9 (52.9)	86 (55.8)

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本法科大学院の定員は1学年40名であり、これに対して、在籍者数は現在84名であり、在籍者数が収容定員(120名)を上回っていない。【解釈指針 6-2-1-1】【解釈指針 6-2-1-2】《別紙2(別紙様式2) 学生数の状況》

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

入学定員は40名であるが、募集人員は、平成17年度については入学定員と同数の40名であったが、平成18年度以降は、設置申請に係る問題を受けて、30名に設定している。

入学者数は、平成17年度が36名、18年度が31名、19年度が30名、20年度が40名、21年度が17名である。平成18年度、平成19年度は入学者数が入学定員を下回っているが、これは入学者数を募集人員に合わせた結果である。平成20年度も募集人員は30名であったが、入学者数は定員どおりの40名となった。平成21年度も募集人員は30名であったが、入学者数は17名となった。

募集人員を満たすため、説明会等の広報活動を行い志願者数を確保するとともに、合格者数の決定の際には入学者数の確保に努めているが、収容定員（120名）に対して、在籍者数（84名）が大きく乖離している現状に鑑み、また、全法科大学院について入学定員の削減が検討されている中で、本法科大学院においても、40名の定員数を削減する必要がある。【解釈指針 6-2-2-1】《別紙 2（別紙様式 2）学生数の状況》

2 優れた点及び改善を要する点等

入学者に対する本法科大学院の情報提供の一層の拡大を図りたい。現在においても、ホームページやパンフレットを通じて必要な範囲で本法科大学院の情報を提供しているが、より実質的な内容も含めて、外部への積極的な情報発信が求められる。こうした取り組みを通じて、一人でも多くの志願者が本法科大学院を知り、受験してもらえるように努める必要があると考える。

改善を要する点として、入学定員の再検討がある。全法科大学院について入学定員の削減が検討されている中で、本法科大学院においても、平成22年度入試から40名の定員数を削減することにした。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

法科大学院入学者に対しては、いわゆる法学未修者の履修課程しかないため、法学学習の未経験者に対する導入ガイダンスを行っている。まず入学前に「入学予定者の皆様へ」と称する冊子を配布し、入学前の自習のための手引きを示している。また入学後には、前期が始まる前に「法律学入門講座」を開講し、できるだけ受講するよう促すことにしている。さらに、「法情報調査」を開講し、「法令、判例及び学説等の検索並びに判例の意義及び読み方の学習等、法令を学ぶ上で必要な情報の調査・分析に関する技法を修得すること」を目的とし、これを全員に義務付けている。【解釈指針7-1-1-1】

《添付資料27：法律学入門講座のご案内、添付資料8：入学予定者の皆様へ》

いわゆる法学未修者に関しては、民法の履修がきわめて重要であることに鑑みて、1年次において民法の学習を徹底して行い、また憲法科目、刑法科目も1年次に配当するというカリキュラム体系を採用しているほか、後記（本書55頁参照）オフィスアワーを設定し、個別の学習相談に応じており、さらに教員が教室において希望する学生からの勉学上の相談や学習方法の質問等に積極的に答える「クラスアワー」を開設し（本書55頁参照）、教育効果の向上を図っている。

1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるように、入学後のガイダンスにおいて法律基本科目の概要について説明を行っているほか、履修登録前に個別履修相談を実施している（平成17年度に4回、平成18年度に3回、平成19年度に3回、平成20年度に4回、平成21年度に4回実施）。【解釈指針7-1-1-2】《添付資料8：入学予定者の皆様へ》

また、1学年を2クラスに分けて、それぞれのクラスに研究者教員と実務家（弁護士）教員各1人の合計2人のクラス担任をおくことにより、随時学生の質問などに対応する体制を採っている。さらに、年次進級時には、履修相談を実施して、学生各人が念頭に置いている法曹像に即した勉学ができる科目を紹介している。また、平成18年度及び19、20、21年度のガイダンスにおいて入学者に対して実務家教員が地域に根差して活動する法曹実務の仕事の内容について実際の経験を踏まえて説明する機会を設け、学生からも高い関心を得た。《添付資料8：入学予定者の皆様へ、添付資料5：学生便覧 4頁、55頁》これによって、経済・経営に強い法曹や地域に貢献する法曹を養成するという、本法科大学院の掲げる教育理念や教育目的に照らしたガイダンスを適切に実施するよう努めている。【解釈指針7-1-1-4】

【解釈指針7-1-1-3】該当なし

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図る目的で、クラス担任の設置、オフィスアワーの設定及びクラスアワーの設定を行っている。

(1) 本法科大学院では、クラス担任制を設置している(1クラス20人で2クラス設置する。各クラス研究者教員と実務家教員の2人で担当する)。なお、平成21年度入学者は17名で、原級留置者1名を含めて10人と8人の2クラスを設置している。クラス担当教員は、3年一貫、持ち上がり方式であり、これによってきめ細かで首尾一貫した指導を行うこととしている。また、実務家教員をクラス担当教員に配置することによって、早期から職業意識を持たせ、将来の進路を明確に意識させる効果が期待される。【解釈指針 7-1-2-2】

(2) また、オフィスアワーを設定し、個別の学習相談に応じている。オフィスアワーの日時及び面談の予約の方法等については、掲示によって通知するほか、オンラインの学習支援システム上にも掲載し、学生への周知を図っている。【解釈指針 7-1-2-1】《添付資料17：オフィスアワー実施状況》

(3) さらに、平成18年4月以降、クラスアワーを開設している。クラスアワーとは、学生からの質問等に教員が単独又は複数で講義室において対応するもので、研究室で個別に対応する「オフィスアワー」とは別に、教員が教室において希望する学生からの勉学上の相談や学習方法の質問等に積極的に答える等、教育効果の一層の向上を図るものである。【解釈指針 7-1-2-2】《添付資料18：クラスアワーの実施状況》

(4) 加えて、「法科大学院 意見・提案箱」を設置し、学生から、法科大学院についての意見・提案などを受け付けている。寄せられた意見・提案は、学務委員会において随時検討し、教育活動等に反映させる体制をとっている。【解釈指針 7-1-2-2】《添付資料5：学生便覧 54頁(意見箱・提案箱)》

(5) 専用講義室、演習室、教員の個人研究室のほか、自習室棟にラウンジを設ける等、内容や人数に応じた相応の施設を用い、学習相談・助言を行う体制の整備がなされている。

なお、教員の各研究室には、面談も可能な机や椅子が置かれている。【解釈指針 7-1-2-2】

基準 7-1-3

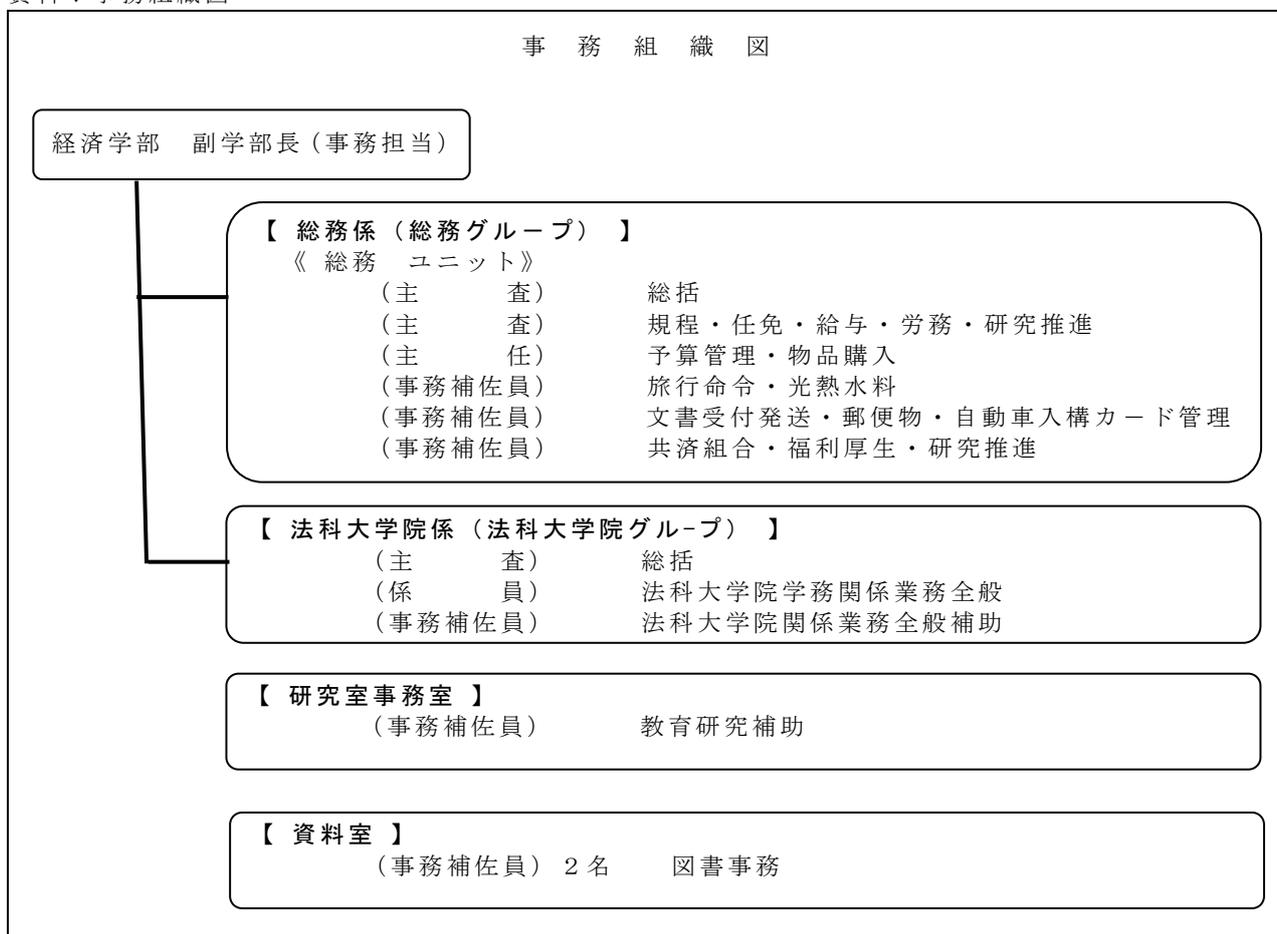
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

本法科大学院には、ティーチング・アシスタントなどの教育補助者は配置していないが、長野県弁護士会所属の弁護士が個別の質問に応じるなど学習支援を行っており、さらに、充実させるために質問相談メーリングリストを作成し、メール上で相談ができるシステムを作り組織的な指導体制を整えつつある。また、教育研究補助に必要な資質及び能力を有する事務補佐員を1名配置して教材の作成、複写等の学習支援を行っている。

また、勉強資料コンサルティング、リファレンス業務について、現在信州大学経済学部と共有の資料室に法律、経済の図書について詳しい事務補佐員2名を配属し、適宜学生の相談に応じている。《資料：事務組織図》

資料：事務組織図



7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

学生の経済的支援策として、入学料・授業料の全額免除・半額免除・徴収猶予制度、日本学生支援機構による奨学金制度が利用できる他、各種奨学基金に関しても、適宜学生に紹介する体制をとっている。また、八十二銀行、長野銀行の協力のもと、法科大学院在籍の学生専用として、低利で返済条件等に関する優遇した学生修学支援ローンを、各銀行において用意しており、年度当初の開講式・ガイダンスにおいて各行担当者より学生に対して周知している。【解釈指針 7-2-1-1】 ≪添付資料 1：パンフレット 12 頁，添付資料 2：学生募集案内 8 頁，添付資料 5：学生便覧 53・54 頁，添付資料 28：長野銀行、八十二銀行の教育ローンチラシ，添付資料 38：学生の経済的支援の状況，資料：信州大学大学院学則（抜粋）≫

修学や学生生活面の支援として、学務委員のほかに基準 7-1-2 に係る状況において既述したように、各学年を 2 クラスに分けて、それぞれのクラスに 3 年間持ち上がりのクラス担任 2 人（研究者教員 1 人，実務家（弁護士）教員 1 人）を定めている。修学面のみならず各種生活面や健康面などの学生生活全般において生ずる問題等の相談・助言に関しては、学務委員及びクラス担任を窓口として対応することにし、学生がより相談しやすい恒常的な体制を構築している。

また、ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等については、全学的な組織である信州大学イコール・パートナーシップ委員会ハラスメント相談員に直接相談することもできる。【解釈指針 7-2-1-2】 ≪添付資料 5：学生便覧 56 頁≫

資料：信州大学大学院学則（抜粋）

信州大学大学院学則（抜粋）

第 17 章 授業料，入学料，検定料及び寄宿料

（授業料等）

第 88 条 授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は，別に定める。

（退学等の場合の授業料）

第 89 条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は，その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は，その期間中の授業料を納付しなければならない。

3 授業料，入学料，検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は，別に定める。

（入学料，授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予）

第 90 条 経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は，入学料，授業料及び寄宿料の全部若しくは一

部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、後期分の授業料の全部を免除することがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

一 入学を許可されたとき納付した授業料であって、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

三 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める額とする。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

身体に障害のある学生に対しても受験の機会を確保するため、学校教育法施行令第22条の3の規定に準拠して、事前の相談に基づいて、障害の程度及び学生固有の事情を適宜考慮に入れ、受験上特別な配慮を行う体制をとっている。

なお、平成18年度入学者選抜試験において、視力に障害のある受験生の事前相談に基づき、①拡大鏡の持参使用、②試験時間の延長(通常の1.3倍)、③別室受験を許可した事例がある。【解釈指針 7-3-1-1】《添付資料 2：学生募集案内 8頁》

本法科大学院は、信州大学旭キャンパスの経済学部棟を中心とする既存施設を利用していることから、大学全体の環境支援体制に依拠している。具体的には、法科大学院生が利用する施設において、エレベーターには点字案内が付され、主たる通路には誘導用点字ブロックが設置されている。また、学生が使用する玄関には、車椅子の学生のためのスロープが敷設されている。車椅子の学生が利用できるトイレも設置されている。各教室・演習室も、車椅子の学生に対応できるよう段差の無いバリアフリーの施設となっている。このように、身体に障害のある学生が修学することを前提とした基本的な施設・設備の充実を随時図っている。【解釈指針 7-3-1-2】《添付資料 29：関係施設見取図及びバリアフリーマップ》

修学上必要とされる特別な措置はそれぞれニーズが異なるため、その都度、適切かつ十分な対応を採り得る支援体制を整えるよう努めている。

なお、現在、支援体制を必要とする学生は在籍していない。【解釈指針 7-3-1-3】《添付資料 30：教授会報告資料》

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

平成17年度第1学期より、1学年あたり、1クラス20人で構成される2クラスを設定し、それぞれのクラスに担任の教員を置き（各クラスに研究者教員1名と実務家教員1名）、各人の進路指導等の個別対応は、このクラス担任を主たる窓口として行い、懇切丁寧な指導・相談を図っている。とくにクラス担任に実務家教員1名を配置することで実際の職業経験に基づく進路指導が可能となっている。具体的には、個別の学習相談によって、将来の進路選択を見据えた指導を行っているほか、「ロークリニック」の授業を通じて、長野県弁護士会から推薦された法律事務所及び長野地方検察庁松本支部でのエクスターンシップを企画し、弁護士の仕事の内容や事務所経営の諸問題などの情報を積極的に提供している。【解釈指針 7-4-1-1】《添付資料 4：2009年度シラバス 55頁（ロークリニック）》

また、上記の恒常的な体制とは別に、長野県弁護士会所属の弁護士を中心として進路選択に必要な情報を提供するためのガイダンスを適宜実施している。《資料：法律事務所訪問報告書》なお、信州大学として大学院の就職支援も含む学生の進路に関する情報提供を行う、キャリア・サポートセンター（就職支援室）が設置され、本法科大学院の学生も常勤カウンセラーによる就職相談等を利用している。《添付資料 29：関係施設見取図及びバリアフリーマップ》

資料：法律事務所訪問報告書

報 告 書	
信州大学ロースクールバックアップ委員会	
委員 弁護士	
事 項	法律事務所訪問
日 時	平成21年4月13日月曜日 午後6時～10時
対 象	松本市内の法律事務所（安藤法律事務所、神戸法律事務所）
参加者	信州大学法科大学院1年生15名、弁護士6名
内 容	<p>1 1年生を対象として、法律事務所2カ所を訪問し、各所において所属弁護士が弁護士の仕事内容及び生活等について説明を行った。</p> <p>その後、法律事務所における業務等について質疑応答が行われた。</p> <p>2 その後7時30分より、信州大学ロースクールバックアップ委員会委員を中心とする弁護士6名が参加して、懇親会を開催し、その場でも弁護士業務などについて質疑応答がなされ、進路相談・指導等もなされた。</p>

2 優れた点及び改善を要する点等

基準7-1-2, 基準7-1-3において, 本法科大学院は比較的小規模の大学院であり, 学生数が比較的少ないため, 各教員が授業外でもオフィスアワーやクラスアワーなどを利用して個々の学生に対してきめ細かな学習支援を行うことができる点で優れている。

なお, 基準7-1-3に記載の資料室の職員は, 法律図書専門の職員ではない。法律図書専門の職員を配置することについては信州大学全体の人的物的資源の協力関係の下にその実現性についてさらに検討する。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院では、法曹法務コースとして3年コースのみ入学者定員40名の受け入れを行っている(平成18年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度入試においては、募集人員を30名として実施した)。現在、84名が在籍している。このような規模に応じて、本法科大学院では、専任教員15名、非常勤教員28名を配置している。《別紙2(別紙様式3)教員一覧 教員分類別内訳》

上記教員のうち、専任教員15名については、最近5年間における教育上又は研究上の業績等において、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有するものと認められる。また、非常勤教員についても、現職、年齢等に照らして、同基準を満たすものと認められる。《別紙2(別紙様式3)教員一覧・教員分類別内訳》

以上の事項を示す資料は、自己点検・評価報告書、ホームページにて公表している。【解釈指針8-1-1-1】《添付資料31:信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書》《添付資料3:ホームページ》

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、下記実務家教員を除く研究者教員10名については、最近5年間における教育上又は研究上の業績等から、(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者に該当し、かつ、その担当する専門分野について法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する者と認められる。また、実務家教員5名(弁護士3名、企業法務経験者でニューヨーク州弁護士資格を有する教員1名、弁護士経験者1名)については、最近5年間における教育上又は研究上の業績、及びその専門的知識を生かした学外での公的活動等から、(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる。この事項を示す資料は、本法科大学院ホームページにて公表している。【解釈指針 8-1-1・2-1】《添付資料 3：ホームページ》

上記の専門的知識を生かした学外の公的活動等についても本法科大学院ホームページに公開している。【解釈指針 8-1-2-2】《添付資料 3：ホームページ》

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

専任教員の採用及び昇任、ならびに非常勤講師の採用にあたっては、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するため、研究上及び教育上の業績について厳格な審査を行う以下の体制を整備している。信州大学大学院法曹法務研究科教員人事内規第3条は、「本研究科教授会は、信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程第3条第3号に基づき、教授、准教授及び専任講師の採用及び昇進を審議するために人事教授会を開催する。」と定め、同内規第6条は「人事教授会は、第5条の審議に基づき人事委員会を設置する。」と定めている。そして、人事委員会で採用候補者又は昇進候補者を審議決定し、その内容を人事教授会（平成17年以前の開学前にあつては信州大学法科大学院準備教授会）に報告し、人事教授会ではその報告に基づき候補採用者又は昇進候補者を審議決定している。

なお、非常勤講師については学務委員会において候補者を決定する（信州大学大学院法曹法務研究科非常勤講師選考内規第3条及び第5条）

《添付資料39：教員選考関係規則等（信州大学大学院法曹法務研究科教員採用及び昇進基準，信州大学大学院法曹法務研究科非常勤講師選考内規，信州大学教員選考基準，信州大学大学院法曹法務研究科教員人事内規，信州大学教員選考手続/同申合せ）》

また、上記採用及び昇進基準第2条及び第3条に掲げる研究業績に関し、特に、この研究紀要に論説を掲載する場合には外部有識者による査読制を取り入れ、極めて質の高い研究論文の確保に繋げている。教員の教育上の指導能力等を公正適切に量る体制の実効性確保に努めている。《添付資料40：信州大学大学院法曹法務研究科「紀要」・「スタッフペーパー」投稿内規》

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院では、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数を算出すると12名となる。法曹法務研究科（法曹法務専攻）では、上記基準を上回る専任教員15名を置いている。【解釈指針8-2-1-5】また、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数は15名となる。本法科大学院の在籍学生は84名であり、これを専任教員の人数15名で除した数値から、6（5.6）人につき1人の専任教員を置いている。

専任教員の構成は、教授13名、准教授2名から成り、教授の数が平成11年文部省告示第175号で定められている教員の数（12名）の半数（6名）以上となっている。【解釈指針8-2-1-2】《別紙2（別紙様式3）教員一覧 教員分類別内訳》

なお、本法科大学院は、1専攻のみを置いているため、上記教員は1専攻に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針8-2-1-1】《添付資料14：信州大学大学院学則 第5条》

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、研究上又は教育上の業績等から鑑みて、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。【解釈指針8-2-1-3】

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目において、専任教員をそれぞれに偏りなく配置している。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目では、地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹を養成するために、研究上又は教育上の業績を有する研究者教員、及び法曹界・経済界・行政分野等に渡り多様な経験を有し専門的知見を有する実務家教員を、適材適所に配置している。【解釈指針 8-2-2-1】《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧 教員分類別内訳》

また、専任教員の年齢構成は、30代 1 名、40代 6 名、50代 5 名、60代 0 名、70代 3 名となっており、年齢構成に極端な偏りはない。【解釈指針 8-2-2-2】《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧 教員分類別内訳》

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院では、基準 8-2-1 に規定する専任教員の数の 2 割にあたる人数は 3 名となり、これを超える 5 名を、実務経験と高度な実務能力を有する教員として置いている。これらの教員は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であることが認められる。当該教員は、本法科大学院の教育理念に従って配置された法律実務基礎科目、展開・先端科目を中心に科目を担当しており、各々の科目は、当該教員の実務経験と関連が認められる。【解釈指針 8-3-1-1】

また、本法科大学院では、基準 8-3-1 に規定する教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数は 2 名となり、この範囲内については、専任教員以外の者（実務家みなし専任教員）を充てることができる。本法科大学院では、該当する 2 名の教員について、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であることが認められる。【解釈指針 8-3-1-2】

《別紙 2（別紙様式 3）教員一覧 教員分類別内訳》、添付資料 25：委員会等組織図、委員会担当事項、添付資料 41：信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程、添付資料 26：信州大学大学院法曹法務研究科執行体制に関する内規》

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院では、基準 8-3-1 に規定する教員の数に3分の2を乗じて算出される数は2名となる。本法科大学院では、法曹としての実務の経験を有する者として実務家教員5名（弁護士3名、企業法務経験者でニューヨーク州弁護士資格を有する教員1名、弁護士経験者1名）を置いている。《別紙2（別紙様式3）教員一覧 教員分類別内訳》

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目のうち、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する科目に加え、労働法を、教育上主要と認められる科目と位置付けている。これらの具体的な科目名称は「統治の基本構造」「基本的人権の基礎」「行政法概説」「公法総合1」「公法総合2」「公法総合3」「行政救済総合」「民法1」「民法2」「民法3」「民法4」「民法5」「民法6」「民法7」「民法入門演習」「民商法総合演習1」「民商法総合演習2」「商法1」「商法2」「商法3」「商法4」「民事訴訟法1」「民事訴訟法2」「民事訴訟法総合演習」「刑法1」「刑法2」「刑事訴訟法1」「刑事訴訟法2」「刑法演習」「刑事訴訟法演習」「刑事法総合演習」「労働法1」「労働法2」である。このうち、必修科目は28科目29クラスであり、その全てを専任教員が担当している。以上から、教育上主要と認められる授業科目のうちの必修科目の7割以上が専任教員によって担当されていることが認められる。【解釈指針 8-4-1-1】《別紙2(別紙様式1)開講授業科目一覧》

なお、上記のうち、専任教員と非常勤教員が共同で担当する授業科目については、担当専任教員が、その授業科目全体の教育内容の決定、運営、成績評価等について中核的役割を担い責任を負う体制がとられている。《別紙2(別紙様式1)開講授業科目一覧、添付資料4：2009年度シラバス 188頁》

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

本法科大学院では、教育の質を維持するために各専任教員の授業負担が過度に重くならないように十分配慮されている。具体的には、他研究科、他学部等を通じて、専任教員の授業負担は、年間授業単位数で20単位を超える者はない。このように、各教員の授業負担は、適正な範囲内にとどめられており、教育の質を維持し、双方向的又は多方向的授業を真摯に熱意を持って取り組むための十分な保障が図られている。【解釈指針 8-5-1-1】《別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧・教員分類別内訳、添付資料 32: 教員の身分・兼業関係》

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

本法科大学院では、現時点において、サバティカル等の研究休暇制度は確立していないが、「国立大学法人信州大学サバティカル・リープ等制度基本方針」及び「信州大学サバティカル・リープ実施要項」が策定されており、これを受け、本法科大学院においても今後、積極的に教員の短期・長期の研修機会を設ける方向で検討している。〈〈添付資料 37：国立大学法人信州大学サバティカル・リープ等制度基本方針及び信州大学サバティカル・リープ実施要項〉〉

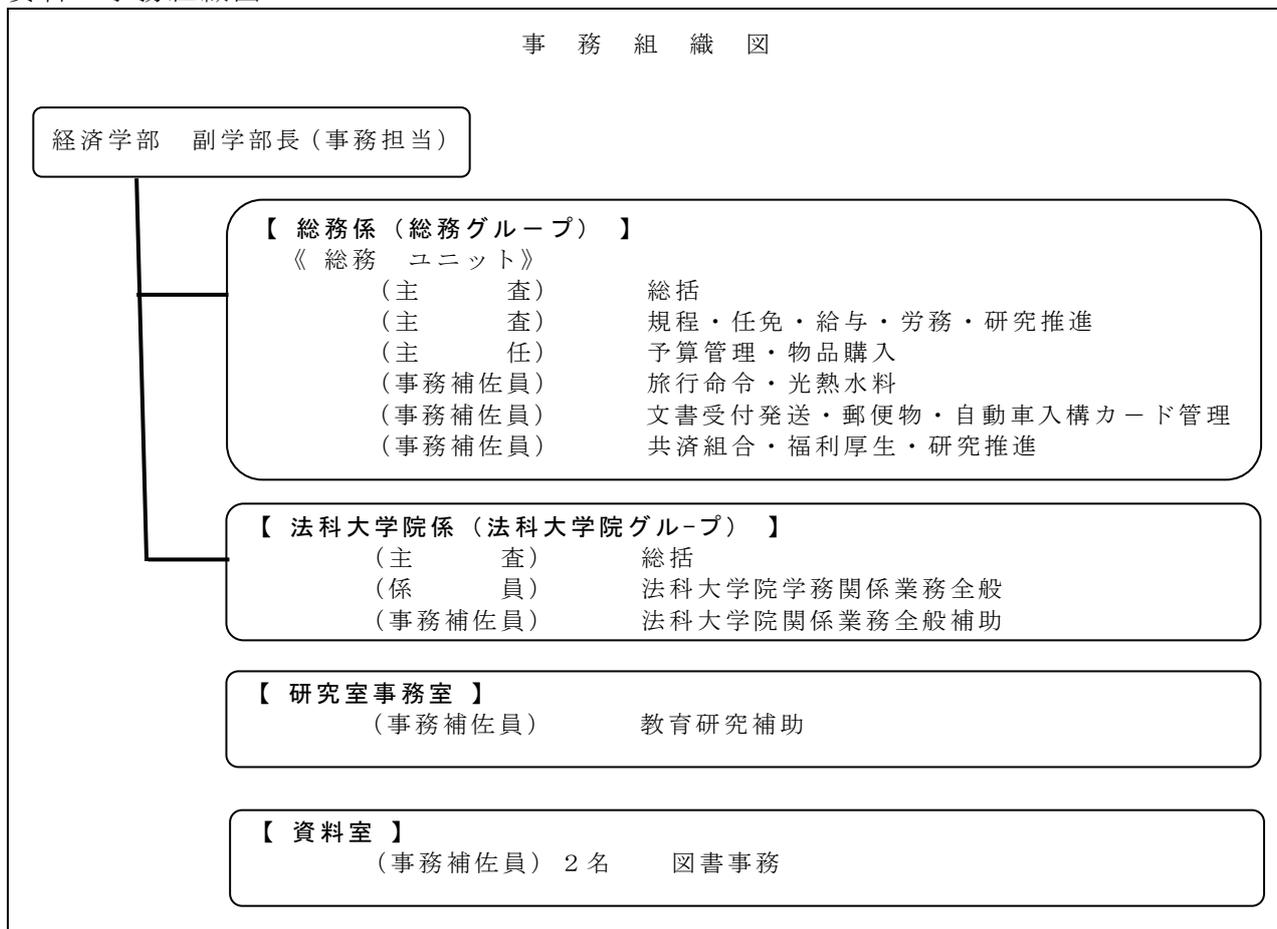
基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

本法科大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助する職員（いわゆるティーチング・アシスタントに相当する者）を置いてはいないが、教育研究補助に必要な資質及び能力を有する事務補佐員を1名配置して教材の作成、複写等教育上の補助及び文献複写等研究上のアシスタントを行っている。また、勉学資料コンサルティング、リファレンス業務について、現在信州大学経済学部と共有の資料室に法律、経済の図書について詳しい事務補佐員2名を配属し、適宜学生の相談に応ずるとともに、本法科大学院教員の研究用図書及び自習室等の図書の管理及び整理を行っている。<<資料：事務組織図>>

資料：事務組織図



2 優れた点及び改善を要する点等

基準8-2-1において、優れた点として、本法科大学院では、在籍学生が小規模であるのに比し、専任教員として基準を上回る教員数を配置している。このため、担当科目の授業においても、学生個人の能力に目が行き届き、かつ学生の意見をダイレクトに聴く機会に恵まれており、このことが一層の教育効果に結びついている。

また、人員比のみならず、教員相互における意思の疎通も容易であり、教員が互いの教育上及び研究上の情報を把握し、教育体制及び研究活動の支援体制の改善について、柔軟かつ機動的に対処をしている。

加えて、基準8-5-1についても、各専任教員の授業負担が過度に重くならないよう配慮されており、個々の教員が教育の質を維持するよう十分努められる環境となっている。

このことから、実質的にも専門的高度かつ親身な指導を実現できる教員組織体制となっているとの利点がある。

他方、基準8-5-2について、専任教員に相当の研究専念期間が与えられるよう実現へ向けて、今後も協議を重ねる必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

法科大学院に独自の組織として法曹法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）を設け、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する仕組みを整えている。【解釈指針9-1-1-1】

法科大学院には専任の長として研究科長を置いている。また、研究科教授会は、法曹法務研究科教授会規程（以下「教授会規程」という。）により、研究科長、専任教員である教授、みなし専任教員である教授及び常勤教員である准教授から構成されている。【解釈指針9-1-1-2】

研究科教授会は、教授会規程により、教育課程の編成、学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位に関する事項、研究科長及び教員の選考に関することその他研究科の教育又は研究に関する重要事項について審議することが定められており、法科大学院の運営に関する重要事項は、研究科教授会の審議に付される仕組みとなっている。【解釈指針9-1-1-3】

また、教授会における審議をより有効なものとするとともに、教授会では審議しない事項について専門的に処理し、法科大学院の円滑な運営を図る観点から、研究科長の下に、FD・紀要委員会、学務委員会、コンプライアンス委員会、入試委員会、中期計画・認証評価委員会、総務委員会及び国際交流委員会を置いている。さらに、研究科長の諮問機関として外部評価委員会を設け、外部有識者の見解を法科大学院の運営に反映させる仕組みを整備している。

みなし専任教員は、教授会規程第2条の「研究科に在職する教授」に該当し、研究科教授会の構成員であることが定められており、教授会への出席及び各委員会活動への参加を通じて、専任教員と同様に、教育課程の編成を含む法科大学院の運営について責任を有している。【解釈指針9-1-1-4】《添付資料42：信州大学大学院法曹法務研究科規程、添付資料41：信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程》《別紙2（別紙様式3）教員一覧・教員分類別内訳、添付資料25：委員会等組織図、委員会担当事項》

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

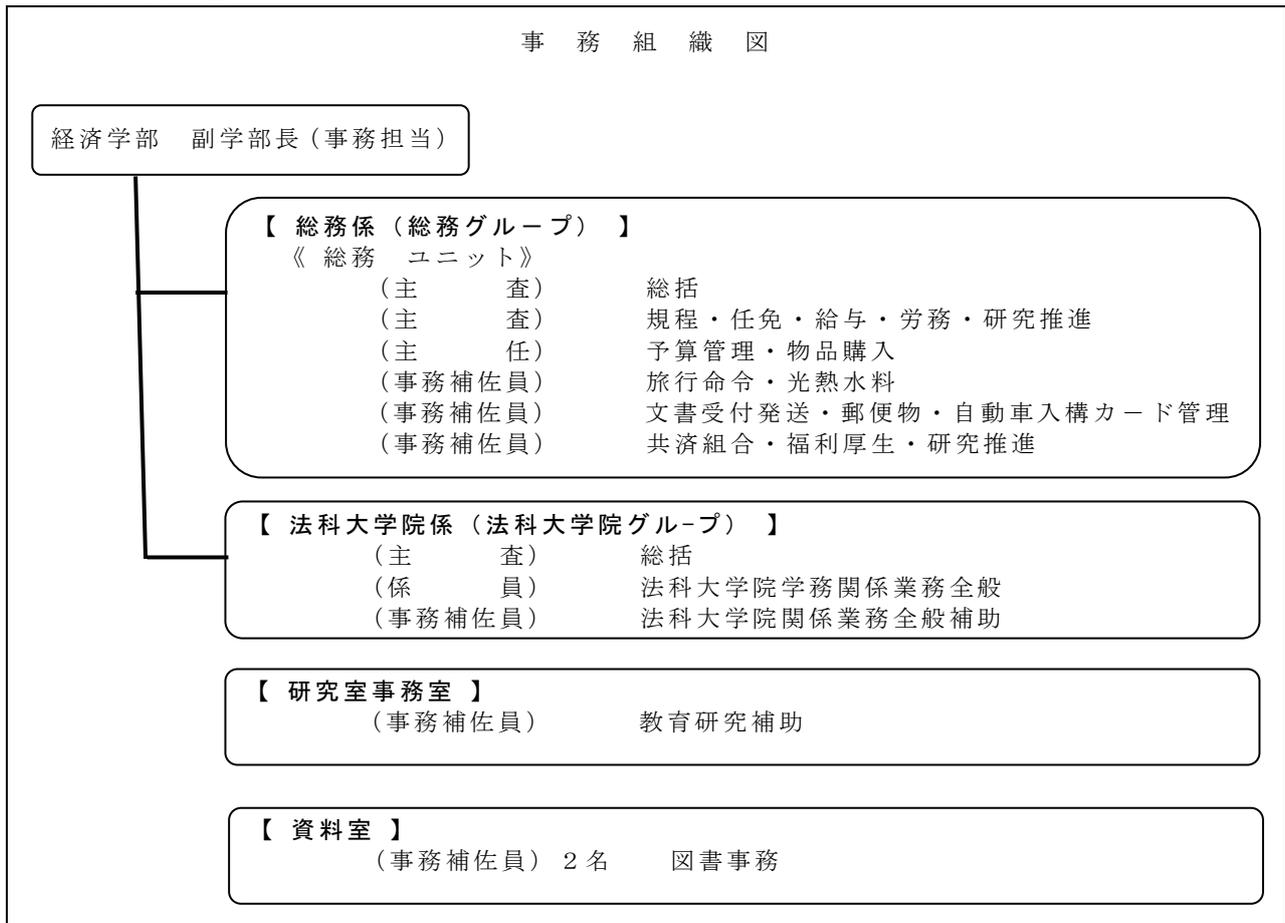
法学部を持たない組織として平成17年度に発足した本法科大学院には、独立した事務組織が存在せず、事務部門は、法科大学院設立の際の母体となった経済学部の中に置かれている。

具体的には、経済学部事務部門の中に、法科大学院係（専任2名，非常勤1名）を設け、学務事項等の法科大学院の事務を担当している。加えて、専任の経済学部副学部長（事務担当）が、法科大学院及び経済学部の事務を統括し、経済学部総務係（専任3名，非常勤3名）が、法科大学院及び経済学部の総務・庶務事項を担当している。【解釈指針 9-1-2-1】 ≪資料：事務組織図≫

国立大学法人として人件費削減を始めとする経営の効率化や体制のスリム化が求められる中において、法科大学院係は、小規模な体制ではあるが、学内外の各種研修会への参加，放送大学の科目履修生制度の利用等によって各自が能力の向上を図っている。【解釈指針 9-1-2-2】

国立大学法人全体として人員の増加については厳しい見通しであることに変わりはないが、そのような状況を踏まえつつも、法科大学院としてどのように適切な事務体制を整備し、職員の能力向上を図っていくかは、今後の検討課題であると認識している。

資料：事務組織図



基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院の運営に要する経費のうち、人件費については、全学の人件費の中で管理され、必要金額が確保されている。

また、物件費については、全学の教育・研究経費の予算から一定の基準に基づいて各部局に配分される金額（以下「当初配分額」という。）が基準となる。

この当初配分額に加え、本法科大学院の設立初年度である平成17年度については、設備や図書などの購入に充てるための特別教育研究経費が手当てされた。

この他年度途中で予測困難な事情により発生した費用については、その都度、臨時経費として請求し、財政事情が許す範囲内で措置されている。

この結果、平成17年度は、図書等充実、紀要出版費、本法科大学院ホームページ及びパンフレット作成費、入試関係経費等の措置を行い、講義室、空調設備等の整備、学生の教育等に使用するデータベースの導入、模擬法廷セット、講義机、椅子、パーソナルコンピュータ、プリンタ、複写機、学生用ロッカー等の設置、教員、学生受入れのための充実を図った。

また、平成18年度は、学生のための講義室・自習室（本法科大学院自習室棟）を建設し、講義室の机、椅子、ホワイトボード、液晶プロジェクター等を増設し、24時間出入りができるようカード管理システムを整備した。また、学生の自習学習のための自習用机・椅子、パーソナルコンピュータ、プリンタ、複写機等を増設し、夜間においても快適な学習ができるようダイニングキッチン、食堂用テーブル、椅子、ロッカー等の設備及び什器の整備を行った。

平成19年度及び平成20年度は、特に図書等の拡充及び法律実務実習指導の充実に対して重点的に予算を配分した。

昨今の国立大学法人を巡る財政状況は一層厳しさを増しており、今後もかかる傾向の継続が予想される中で、平成21年度も、本法科大学院の教育活動等に対する学内の理解を得て、財政的基盤の安定化を図ってきている。【解釈指針 9-1-3-1】【解釈指針 9-1-3-2】《添付資料33：平成17・18・19・20年度法曹法務研究科予算・決算資料および平成21年度法曹法務研究科予算・部局配分資料》

本法科大学院の財政状況については、学長によって本法科大学院の意見を聴取する機会が定期的に設けられており、それ以外にも、随時意見を聴取する体制が整っている。【解釈指針 9-1-3-3】《添付資料43：学長ヒアリング説明要領》

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院は、当初の設置計画に基づき、平成17年度分の教育・研究実績について、入試・教育・学生指導・学生支援・法令遵守・FD・研究等の諸項目を対象として、自己点検評価を実施した。

自己評価点検報告書の作成は、中期計画・認証評価委員会が中心となって行われた。その構成や内容につき検討を重ね、概要は以下のような内容となっている。

目次

自己点検・評価報告書

I 現況と特徴

II 目的

III 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

第2章 教育内容

第3章 教育方法

第4章 成績評価及び修了認定

第5章 教育内容等の改善措置

第6章 入学者選抜等

第7章 学生の支援体制

第8章 教員組織

第9章 管理運営等

第10章 施設、設備及び図書館等

IV 専任教員の研究実績について

V 信州大学法科大学院の設置計画書に係る問題について

外部評価報告書

外部評価報告書

信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会委員名簿

上記の内容を掲載した「信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書」は、ホームページ上にてすでに公開済みである。

《添付資料31：信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書、添付資料3：ホームページ》

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

本法科大学院では、設置計画に基づき、研究科内部に中期計画・認証評価委員会を設置し、自己点検評価を行い、その成果を法曹教育に反映する体制を整備している。

自己点検評価の項目については、以下の10項目を設け、評価の視点とした。

- 1 教育目的
- 2 教育内容
- 3 教育方法
 - ① 授業を行う学生数
 - ② 授業の方法
 - ③ 履修科目登録単位数の上限
- 4 成績評価及び修了認定
 - ① 成績評価
 - ② 修了認定及びその要件
- 5 教育内容等の改善措置
- 6 入学者選抜等
 - ① 入学者受入
 - ② 収容定員と在籍者数
- 7 学生の支援体制
 - ① 学習支援
 - ② 生活支援等
 - ③ 障害のある学生に対する支援
 - ④ 職業支援（キャリア支援）
- 8 教員組織
 - ① 教員の資格と評価
 - ② 専任教員の配置と構成
 - ③ 実務経験と高度な実務能力を有する教員
 - ④ 専任教員の担当科目の比率
 - ⑤ 教員の教育研究環境
- 9 管理運営等
 - ① 管理運営の独自性
 - ② 自己点検及び評価
 - ③ 情報の公表
 - ④ 情報の保管
- 10 施設、設備及び図書館等

- ① 施設の整備
- ② 設備及び機器の整備
- ③ 図書館の整備

自己点検及び評価を行うに当たっては、この評価目的をより十分に達成するために、大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価に係る「自己点検評価実施要綱」の趣旨を踏まえて、既に公表した報告書に掲げる具体的な項目（当該認証評価の「基準」に相当する）を確認した。これによって、より包括的かつ厳格な自己点検・評価を実施するための体制を整備した。

【解釈指針9-2-2-1】《添付資料25：委員会等組織図，委員会担当事項，添付資料26：信州大学大学院法曹法務研究科執行体制に関する内規》

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

自己点検及び評価の結果明らかになった、教育・研究の改善すべき点に対し、適切な措置を講じるよう自ら努めている。特に、法科大学院における教育の重要性に鑑みて、FDチーム（FD・紀要委員会）・学務委員会とも密接に連携し、教員資質の向上、カリキュラムの改訂等に努める体制を整えている。【解釈指針 9 - 2 - 3 - 1】

具体的には、FDチーム（FD・紀要委員会）では、教育方法及び教員の教育能力の向上等について、学務委員会では、成績評価、修了要件等について自己点検・評価の結果を適切かつ迅速に活用して次年度に向けた目標を設定し、これを実施することにより、法科大学院の教育活動等の改善を図っている。

以上の改善の方向性や結果については、教授会等を通じ、各種委員会及び各教員に周知徹底され、上記の諸点に係る改善に活かされている。《添付資料 5：学生便覧，添付資料 4：2009年度シラバス，添付資料 23：平成 20 年度以降におけるファカルティ・ディベロップメントの実施状況》

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

自己点検・評価を検証し、評価の客観性、透明性を確保するために、研究科長が委嘱する5名の外部評価委員で構成する法科大学院外部評価委員会を設けた。

外部評価委員は、法科大学院の法学教育に見識を有する法律学の研究者2名、法科大学院の法学教育に見識を有する法曹実務家2名、法科大学院の法学教育に見識を有する者1名の5名によって構成される。【解釈指針 9 - 2 - 4 - 1】

外部評価は、自己点検・評価の結果を効果的・実効的に検証するため、継続的な実施体制を整備する。《添付資料44：信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会内規》

上記の法科大学院外部評価委員会は、平成18年7月に開催された。

なお、今回の外部評価は平成20年に行われる予定であったが、平成20年度は予備評価の結果を検証・分析し、改善すべき点の対策を図った。このことをもって平成20年度に行われる外部評価の目的は実質的に達成されている。

法科大学院外部評価委員会での検証の結果は、「信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書」において纏められている。《添付資料31：信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書》

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

法科大学院における教育活動等の状況については、法科大学院のパンフレット及び法科大学院のホームページにおいて、公表されている。

パンフレットでは、「研究科長あいさつ」を掲げ、「教育の理念と目的・要請する法曹像」、「アドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）」を示した上で、「カリキュラムの構成」、「開講科目一覧」、「カリキュラムの特色」、「時間割例」、「履修モデル」、「学修支援」、「教員紹介」、「入学者選抜の概要」を説明し、教育体制や教育活動に関する基本的な情報が社会に周知されるように努めている。《添付資料 1：パンフレット》

また、ホームページにおいては、パンフレットでは紙面の制約等から十分に提供できない情報を幅広く適宜のタイミングで提供している。

第一に、新着情報を利用しタイムリーな情報提供を行っている。とりわけ、入学者選抜試験や教員の異動、講演会の開催等に関する情報については、決定事項や実施内容を迅速に外部に提供するための手段として、ホームページにおける新着情報の掲載という伝達手段を活用している。

第二に、法科大学院内の各活動分野における提供情報の拡大に努めている。入学者選抜試験に関しては、説明会の日程や過去の入試問題、パンフレットを新たに掲載し情報量を増大させているほか、入学者選抜試験及びカリキュラムについては、Q&Aのページを新設し、これまで外部から照会のあった基本的な質問事項に対して一般的な回答を作成・掲載し、ホームページ閲覧者の参考に供することとした。また、平成19年度入学者選抜以降、閲覧者が学生募集案内を請求できるページを新設することで、従来煩瑣であった学生募集案内関連の事務を合理化・省力化させることに貢献してきた。なお、キャンパスライフサポートというページを新設し、法科大学院生が学生生活を営むに当たって必要な住居、生活環境面の情報も提供するよう努めている。

第三に、教員の対談等をとおして、法科大学院教育の役割や具体的な講義等のイメージを提供したり、平成19年3月に完成した法科大学院自習室棟の内部の写真を掲載し、学習環境にかかる情報を視覚的にも伝達するなど、情報伝達のあり方にも随時工夫を重ねてきたつもりである。《添付資料 3：ホームページ》

こうしたパンフレットやホームページを通じた情報発信に止まらず、6月以降、複数の法科大学院が参加する合同説明会や、本法科大学院が単独で開催する個別説明会を通じて、志願者をはじめとする外部に対して、入学者選抜試験、教育体制・カリキュラム等のテーマを中心に説明を行い、直接的な情報提供にも努めている。とりわけ、平成22年度入学者選抜においては、東京、松本、名古屋、大阪及び札幌で説明会を開催する予定である。《資料：平成22年度入試説明会の概要》

資料：平成22年度入試説明会の概要

開催日	開催場所	概要	配布資料
6月27日（土）	愛知県・名古屋市 （明治安田生命名古屋ビル）	中日新聞社主催の合同説明会	学生募集案内 パンフレット
7月5日（日）	東京都・高田馬場 （辰巳法律研究所東京本校）	辰巳法律研究所主催の合同説明会	同上
7月5日（日）	北海道・札幌市（Wセミナー札幌校）	Wセミナー主催の合同説明会	同上
7月11日（土）	大阪府・大阪市 （辰巳法律研究所大阪本校）	辰巳法律研究所主催の合同説明会	同上
7月12日（日）	愛知県・名古屋市（辰巳法律研究所名古屋本校）	辰巳法律研究所主催の合同説明会	同上
7月19日（日）	長野県・松本市（信州大学法科大学院）	本法科大学院主催の個別説明会	同上
8月8日（土）	長野県・松本市（信州大学法科大学院）	本法科大学院主催の個別説明会	同上

「法科大学院ホームページ」より

http://www.law.shinshu-u.ac.jp/exam_schedule.html

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、法科大学院のパンフレット、学生募集案内、信州大学及び法科大学院のホームページにおいて、公表されている。

【解釈指針 9-3-2-1】 ≪資料：各項目の公表状況の一覧≫ ≪添付資料 1：パンフレット、添付資料 3：ホームページ≫

資料：各項目の公表状況の一覧

	パンフレット	学生募集案内	ホームページ
設置者			○
教育上の基本組織	○		○
所在地	○	○	○
教育の理念・目的、法曹像	○		○
教員組織	○		○
学生数の状況			○
入学者選抜	○	○	○
教育課程及び教育方法	○		○
成績評価及び課程の修了			○
学費及び奨学金等の学生支援制度	△ (奨学金等学生支援制度)	△ (学費のみ)	○
修了者の進路及び活動状況			○

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

自己点検評価書及び法科大学院のパンフレットについては、法科大学院事務室において、保管する。【解釈指針 9-4-1-1】

問題やレポート等の保管については、専任教員は各自研究室において、非常勤教員は事務室において、求めに応じてすみやかに提出可能な状態での保管をしている。この点は、教授会終了後に適宜実施される教員研修会などにおいて、繰り返し、周知徹底を図っている。【解釈指針 9-4-1-3】

認証評価の際に用いられた情報については、上記保管状況に準じ、運用により評価を受けた年から、5年間保管することとする。【解釈指針 9-4-1-2】《添付資料45：国立大学法人信州大学法人文書取扱要項》

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点として、基準9-2-2、基準9-2-3に関して、自己点検・評価並びに外部評価について、設置計画のとおり、自己点検・評価を実施し、5名から成る外部評価委員会による外部評価を実施した。基準9-2-4に関して、外部評価で指摘された事項を受け、改善すべき点を検証した結果、まず、学生の自主的・自発的な学習を促すべく3学期制から2学期制へとカリキュラムを改訂し、GPA制を導入する等の改善を図った。

改善を要する点として、以下の2点がある。

基準9-1-1、基準9-1-2に関して、小規模とはいえ、本法科大学院の教育活動等に加えて、独立部局を管理運営するためには相当の管理運営業務が発生するが、各教員は何らかの形で委員会に参加し業務を分担することで、各教員の業務負担の平準化を図っている。他方、国立大学法人のスリム化・人件費削減の要請の中で、業務の見直しや事務体制の強化が今後の課題である。同様に、国立大学法人を巡る財政状況が一段とその厳しさを増す中であって、本法科大学院の教育活動等を適切に実施するための予算の安定的確保も今後の課題である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

3期生の入学を機に学生の学習環境の一層の改善を図るため、2階建て・延床面積500㎡の「法科大学院自習室棟」を新築し、それに伴い、従来の学生自習室を専用講義室や演習室兼学生討論室に転用するなど、施設の拡充を行った。その結果、法科大学院では、現在専用講義室3室（第1講義室41名収容・第2講義室60名収容・第3講義室61名収容）と専用演習室（兼学生討論室）1室を有することとなり、これにより3学年の授業の適切かつ円滑な教室配置が可能となっている。法科大学院専用の施設のみで講義等を実施することに支障はないが、必要に応じて臨時に講義室・演習室を経済学部から借用することもできる。専用講義室は、授業で使用しない時間帯には討論室としても利用できるよう、24時間開放している。模擬法廷教室は、信州大学が長野県と賃貸借契約を締結した「長野県衛生部松本旭町庁舎」に確保した。【解釈指針10-1-1-1】【解釈指針10-1-1-6】

以上の施設の管理運用等については、学務委員会（図書チーム）及び総務委員会（教育環境チーム）によって実施されている。《添付資料25：委員会組織図、委員会担当事項》

学生自習室については、自習室棟に2室・計120席分を設置し、学生1人につき1席が確保され、学生が24時間利用できるようにしている。さらに、学内LANへの接続を可能とし、「第一法規社総合法律情報データベース“D1-Law”」についても、学生自習室からの利用可能な体制を整えている。また、法律関連図書・雑誌の配架も充実させることにより、資料収集と学習の便宜を図っている。自習室棟には、学生が談話・討論できる場として、ラウンジ・リフレッシュスペース・討論室も設置した。自習室棟の運用については学生の自治を尊重する一方、必要に応じて学生の要望を調整し、適切な学習環境の提供に努めている。また、自習室には個々の学生の使用する机上に電源並びにワイヤレスネットワークシステム、及び共用PC端末並びにプリンタが備えられており、上述本法科大学院が導入しているTKC社LEX/DB国内法律文献データベース及びLEXIS NEXIS社海外文献情報データベースを通して学習に必要な文献を検索及び入手することが可能である。【解釈指針10-1-1-5】《添付資料29：関係施設見取図及びバリアフリーマップ》

教員研究室については、専任教員13名分の個人研究室を有するほか、みなし専任を含む実務家教員5名用の共同研究室1室、派遣裁判官・検察官用の共同研究室1室及び非

常勤教員用の共同研究室1室を確保し、加えて経済学部との共用で非常勤講師室を使用している。実務家教員用の共同研究室には5名分の机を用意するなど、授業時間が重複しても授業の準備に差し支えないスペースを確保している。また、派遣裁判官と検察官の授業が重なることはない。専用講義室兼演習室及び自習室棟の討論室は、教員と学生の談話の場として利用することもできる。【解釈指針10-1-1-2】【解釈指針10-1-1-3】《添付資料29：関係施設見取図及びバリアフリーマップ》

事務室については、経済学部事務室の中に、法科大学院担当の事務職員が十分な職務を行うことができるだけのスペースを確保している。【解釈指針10-1-1-4】《添付資料29：関係施設見取図及びバリアフリーマップ》

図書の施設については、経済学部資料室を共用するほか、信州大学附属図書館松本合同図書館を利用することもできる。経済学部資料室は自習室棟に隣接する建物にあり、上記松本合同図書館も近くに位置しているため、アクセスは容易であり、自習室棟のパソコンから図書を検索することもできる。また、経済学部との共用によりマルチメディア学習室を確保している。

専用施設の内訳【解釈指針10-1-1-1】

講義室（3室）

- ・通常の講義での利用を主たる目的とする。
- ・第1講義室（68㎡・定員41名）
- ・第2講義室（90㎡・定員60名）
- ・第3講義室（105㎡・定員61名）

演習室兼学生討論室（45㎡・定員10名）

- ・少人数の演習での利用および学生の自主的な勉強会での利用を主たる目的とする。

自習室棟

- ・学生の自習・勉強会等での利用を目的とする。
- ・第1自習室（140㎡・定員80名）
- ・第2自習室（80㎡・定員40名）
- ・ラウンジ（37㎡）
- ・リフレッシュスペース（28㎡）
- ・討論室（18㎡）

模擬法廷教室（95.7㎡・定員45名）

- ・模擬裁判での利用を目的とする。

教員研究室（16室）

- ・22㎡×4
- ・23㎡×6
- ・24㎡×3（派遣裁判官・派遣検察官用及び非常勤教員用の共同研究室各1室を含む）
- ・27㎡×2
- ・33㎡×1（実務家教員5名用の共同研究室）

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

教員研究室にはパソコンを配備し、学内LANへの接続が可能となっている。

学生自習室には、仕切りのついた机と椅子を配置し、各机には各自のパソコンを学内LANに接続できるようになっている。学生自習室には、各科目の主要な概説書・判例集・論文集・実務書のほか、主要な法律雑誌を配架し、学生の閲覧に供している。学生自習室は24時間利用可能となっており、自習室棟への入棟はカードキーにより行うこととし、セキュリティを確保している。また、各学生に専用のロッカーを提供するほか、法科大学院の学生専用のパソコン・プリンタ・コピー機を配置している。さらに、学生から教員へのレポートの提出や学生・教員間のコミュニケーションの便宜を図るため、教員毎のメールボックスを配置した。

専用講義室1室にはプロジェクターも配備されているため、パワーポイント等を活用した授業も可能となっている。

情報関連設備としては、TKCによる法科大学院研究支援システムのほか、海外文献情報データベースとしてLEXIS NEXIS 社海外文献情報データベース、国内法律文献情報データベースとしてTKC社LEX/DB 国内法律文献データベースならびに第一法規社総合法律情報データベース“D1-Law”を導入し、教員・学生が随時アクセスすることが可能となっている。

そのほか、模擬裁判の様相を録画するなど、デジタルビデオカメラをFD研修等に利用している。

第1講義室に設置されている設備・機器

- ・プロジェクター×1
- ・スクリーン×1
- ・DVDプレーヤー×1
- ・ビデオデッキ×1
- ・ワイヤレスマイク

第2講義室に設置されている設備・機器

- ・ワイヤレスマイク
- ・コピー機×1 (第2講義室前の廊下に設置)

自習室棟に設置されている設備・機器

- ・パソコン×12
- ・プリンタ×6
- ・コピー機×1
- ・無線LAN環境

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本法科大学院の教員の教育及び研究並びに学生の学習のために利用できる図書を備える施設として経済学部図書資料室、及び信州大学附属図書館松本合同図書館があげられる。また学生は、自習室に配架された図書を自習室棟内で閲覧することができる。

経済学部図書資料室は、本法科大学院の母体である経済システム法学科を配する経済学部の創設当初より設置されており、既に本法科大学院の教員の教育及び研究ならびに学生の学習支援に資する十分な蔵書があり、また本法科大学院設置後は、本法科大学院の学務委員会(図書チーム)が、短期及び中長期的な収書計画をたてこれを実践する体制がとられ、整備・充実が図られている。また、図書購入に際しては、学生の要望に応え、図書を購入する体制となっている【解釈指針10-3-1-5】《添付資料25:委員会等組織図, 委員会担当事項, 添付資料34:図書購入依頼フォーム》

経済学部図書資料室には、職員2名が配置され、カウンター業務、附属図書館を通じての図書の発注及び受け入れ、蔵書の管理等、図書関連の業務全般を行う。【解釈指針10-3-1-2】

平成20年度末の時点で、経済学部図書資料室の蔵書数は、後述自習室配架図書も含め54,490冊であり、また同時点で外国雑誌30, 和雑誌90, 白書・統計等32の法律関係の継続誌を法科大学院単独で又は経済学部と共同で購入しており、これらがすべて図書資料室に配架されている。また本法科大学院では、LEXIS NEXIS社の海外文献情報データベース及びTKC社の法科大学院研究教育支援システムの一部であるLEX/DB国内法律文献データベースならびに第一法規社総合法律情報データベース“D1-Law”を導入しており、本法科大学院の教員及び学生は、各研究室、自習室棟及び図書資料室に設置されているパソコンを通してネットワーク経由で文献を検索することができる。【解釈指針10-3-1-7】これらを利用しないしは共用することで基本的には教員の教育及び研究に支障は生じない。【解釈指針10-3-1-1】 【解釈指針10-3-1-4】【解釈指針10-3-1-6】《添付資料35:法学系蔵書数, 資料室継続資料》

学生は原則として職員の勤務時間中、経済学部資料室に所蔵された図書を閲覧し、貸し出しの手続きをすることができ、経済学部資料室に備えられたPC機器によりCD及びDVDデータベースを閲覧し、ネットワーク上の資料を検索、ダウンロードすることができる。【解釈指針10-3-1-4】【解釈指針10-3-1-6】《添付資料36:資料室利用案内》

経済学部資料室に設置されている設備・機器

- ・パソコン×4
- ・プリンタ×1
- ・コピー機×1

本法科大学院の教員及び学生は、信州大学附属図書館松本合同図書館の図書を利用することができる。信州大学附属図書館松本合同図書館は松本キャンパスにある医学部を除く5部局（人文学部，経済学部，理学部，全学教育機構及び本法科大学院）の図書・収書関連業務を行う。本法科大学院の図書委員長は、研究科長の推薦により信州大学附属図書館松本合同図書館の副館長として運営に参画しており、学生参考図書の選定、信州大学学術情報オンラインシステム（SOAR）構築等、全学の図書関連業務に携わっている。本法科大学院の教員及び学生は、開館中に信州大学附属図書館松本合同図書館が提供するサービスを受けることができるほか、Blackwell Synergyほか9種類の電子ジャーナル、学術データベース等の電子情報サービスを利用できる。蔵書数、サービス内容等信州大学附属図書館及び同松本合同図書館の概要については、信州大学附属図書館HPに掲載されている。【解釈指針10-3-1-1】【解釈指針10-3-1-2】【解釈指針10-3-1-5】【解釈指針10-3-1-4】《添付資料46：信州大学附属図書館規程，信州大学附属図書館図書館長候補者及び副館長候補者選考細則》《資料：信州大学附属図書館松本合同図書館蔵書数》

資料：信州大学附属図書館松本合同図書館蔵書数

館名	資料区分	平成20年度受入数(冊)	平成20年度末蔵書数(冊)
松本合同図書館	和書	7,133	327,071
	洋書	1,101	139,326
	合計	8,234	466,397

(信州大学附属図書館ホームページより)

上記経済学部図書資料室及び信州大学松本合同図書館のサービスが利用できるほか、さらに本法科大学院の学生は、自習室に配架された図書を、休日も含め24時間、自習室棟内で閲覧することができ、棟内に備えられたコピー機で複写して利用することが可能である。平成20年度末の時点で自習室に配架されている蔵書数は2,416冊である。【解釈指針10-3-1-4】【解釈指針10-3-1-6】《資料：自習室蔵書数》

資料：自習室蔵書数

自習室（専用図書）	H20年度末蔵書数 (法学系図書/全蔵書数)
[和書]	2,391/2,391
[洋書]	25/25
[合計]	2,416/2,416

信州大学附属図書館松本合同図書館には、司書の資格を備えた職員及び法情報調査能力を有した職員が常勤し、経済学部資料室と連携し、学習支援及び図書情報の提供を行っている。【解釈指針10-3-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点としては、基準10-1-1に関して、本法科大学院では、学生1人当たりの教育環境上のサービスを充実させるために、信州大学全体の合意の下に、平成19年3月、自習室棟を新築した。

また、基準10-2-1に関して、プロジェクター等が配備された専用講義室があり、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されている。

改善を要する点としては、基準10-3-1に関して、経済学部図書資料室の開館時間が限られており、その蔵書の活用が制約されていることがあげられる。これまでは自習室に学生専用の図書を置きそれを充実させることで対応してきたが、物理的な制約もあるため、中・長期的な課題として取り組む必要がある。

なお、法律関連図書資料専門のライブラリアンの配置についても、中・長期的な課題として、人材確保に努めることが必要である。

法科大学院認証評価 自己評価書
添付資料一覧

添付資料No	添付資料名
別紙2(別紙様式1)	開講授業科目一覧
別紙2(別紙様式2)	学生数の状況
別紙2(別紙様式3)	教員一覧
別紙2(別紙様式4)	科目別専任教員一覧
添付資料1	パンフレット
添付資料2	学生募集案内
添付資料3	ホームページ
添付資料4	2009年度シラバス
添付資料5	学生便覧
添付資料6	評価別一覧表
添付資料7	FD研修会報告書(抜粋)
添付資料8	平成21年度入学予定者の皆様へ
添付資料9	「法情報調査」配付資料
添付資料10	休講状況(2008, 2009年度)
添付資料11	時間割(2009)
添付資料12	クラス名簿
添付資料13	講義・演習担当者研修会報告書
添付資料14	信州大学大学院学則
添付資料15	講義レジュメ
添付資料16	ロークリニックにおける協定書, ロークリニック学生受講規則, 誓約書, 受入弁護士事務所一覧
添付資料17	オフィスアワー実施状況
添付資料18	クラスアワー実施状況
添付資料19	学習支援システム(TKC)画面
添付資料20	講義日程予定表
添付資料21	答案用紙
添付資料22	成績評価不服申立書
添付資料23	平成20年度以降におけるファカルティ・ディベロップメントの実施状況
添付資料24	講義評価アンケート様式及び集計結果
添付資料25	委員会等組織図, 委員会担当事項
添付資料26	信州大学大学院法曹法務研究科執行体制に関する内規
添付資料27	法律学入門講座のご案内
添付資料28	長野銀行, 八十二銀行の教育ローンチラシ
添付資料29	関係施設見取図及びバリアフリーマップ
添付資料30	教授会報告資料
添付資料31	信州大学法科大学院自己点検・評価報告書/外部評価報告書
添付資料32	教員の身分・兼業関係
添付資料33	平成17・18・19・20年度法曹法務研究科予算・決算資料および平成21年度法曹法務研究科予算・部局配分資料
添付資料34	図書購入依頼フォーム
添付資料35	法学系蔵書数, 資料室継続資料
添付資料36	資料室利用案内
添付資料37	国立大学法人信州大学サバティカル・リープ等制度基本方針及び信州大学サバティカル・リープ実施要項
添付資料38	学生の経済的支援の状況
添付資料39	教員選考関係規則等 信州大学大学院法曹法務研究科教員採用及び昇進基準 信州大学大学院法曹法務研究科非常勤講師選考内規 信州大学教員選考基準 信州大学大学院法曹法務研究科教員人事内規 信州大学教員選考手続/同申合せ
添付資料40	信州大学大学院法曹法務研究科「紀要」・「スタッフペーパー」投稿内規
添付資料41	信州大学大学院法曹法務研究科教授会規程
添付資料42	信州大学大学院法曹法務研究科規程
添付資料43	学長ヒアリング説明要領
添付資料44	信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会内規
添付資料45	国立大学法人信州大学法人文書取扱要項
添付資料46	信州大学附属図書館規程, 信州大学附属図書館図書館長候補者及び副館長候補者選考細則